

平成26年第3回熊野町議会定例会

会議録（第1号）

1. 招集年月日 平成26年9月10日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 平成26年9月10日

4. 出席議員（15名）

1番 沖田 ゆかり	2番 片川 学
3番 時光 良造	4番 民法 正則
5番 荒瀧 穂積	6番 大瀬戸 宏樹
7番 藤本 哲智	9番 山吹 富邦
10番 山野 千佳子	11番 久保隅 逸郎
12番 中原 裕侑	13番 尺田 公造
14番 佛圓 大源	15番 南田 秀夫
16番 馬上 勝登	

5. 欠席議員（0名）

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	三村 裕史
副町長	立花 隆藏
教育 長	林 保
総務部 長	内田 充
民生部 長	清代 政文
建設部 長	森本 昌義
教育部 長	藤森 孝弘
総務部 参事	石井 節夫
総務部 次長	岩田 秀次
民生部 次長	光本 一也

建設部次長	民法勝司
教育部次長	三村伸一
企画財政課長	宗條勲
商工観光課長	時光良弘
税務課長	貞永治夫
福祉課長	加島朋代
住民課長	西村隆雄
健康課長	隼田雅治
生活環境課長	中井雅晴
都市整備課長	曾根和典
開発指導課長	林武史
上下水道課長	沖田浩
生涯学習課長	中村憲治
会計課長	光本琴音

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |       |
|---------|-------|
| 議会事務局長  | 立花一郎  |
| 議会事務局書記 | 小川征一郎 |

~~~~~○~~~~~

8. 議事日程（第1号）

開会宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第 6号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告について
- 日程第 6 議案第26号 熊野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案について
- 日程第 7 議案第27号 熊野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定

める条例案について

- 日程第 8 議案第 28 号 熊野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について
- 日程第 9 議案第 29 号 乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 10 議案第 30 号 熊野町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 11 議案第 31 号 熊野町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 12 議案第 32 号 字の区域の変更について
- 日程第 13 議案第 33 号 安芸地区衛生施設管理組合規約の一部改正について
- 日程第 14 議案第 34 号 平成 26 年度熊野町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 15 議案第 35 号 平成 26 年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 16 議案第 36 号 平成 26 年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 17 議案第 37 号 平成 26 年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 18 議案第 38 号 平成 26 年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 19 議案第 39 号 平成 26 年度熊野町上水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 20 認定第 1 号 平成 25 年度熊野町各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 21 認定第 2 号 平成 25 年度熊野町上水道事業会計決算認定について
- 日程第 22 議員の派遣について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 議事の内容

（開会 9 時 30 分）

○議長（馬上） 皆様、おはようございます。

議員の皆様におかれましては、早朝より御苦勞さまでございます。また、傍聴者の皆様におかれましては、いつも町議会を傍聴していただき、まことにありがとうございます。

す。今後ともよろしく願いたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから平成26年第3回熊野町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、15番南田議員、1番沖田議員、2番片川議員の3名を指名いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） これより日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日より18日までの9日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、会期は本日より18日までの9日間とすることに決定いたしました。

これより、議案等の説明を求めるため、町長、その他の関係職員の出席を求めます。暫時休憩いたします。

（休憩 9時31分）

（再開 9時32分）

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） 会議に先立ちまして、このたび8月20日未明に広島市で発生いたしました大規模土砂災害により犠牲となられました方々に謹んで哀悼の意をあらわし、黙禱をささげたいと思います。皆様、恐れ入りますが、御起立願いたします。

黙禱。

（黙禱）

○議長（馬上） 黙禱を終わります。御協力をありがとうございました。

会議を再開いたします。

これより日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告させます。

事務局長。

〇議会事務局長（立花） 諸般の報告をいたします。

6月19日、第1回文教委員会が開催され、第三小学校を訪問し、授業参観を行いました。また、担当部から、昨年度の主要事業の実績についての報告を受けるとともに、今年度の主要事業計画に係る課題等について報告を受けました。

6月20日、第1回総務厚生委員会が開催され、担当部から、昨年度の主要事業の実績についての報告を受けるとともに、今年度の主要事業計画に係る課題等について報告を受けました。また、現地視察として防災備蓄倉庫を視察し、担当部より進捗状況等の説明を受けました。

6月27日、第1回産業建設委員会が開催され、担当部から、昨年度の主要事業の実績についての報告を受けるとともに、今年度の主要事業計画に係る課題等について報告を受けました。また、現地視察として、深原地区町有地造成地と町道深原公園線を視察し、担当部より進捗状況等の報告を受けました。

6月28日、平成26年度老人クラブ芸能発表会が町民会館において開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

7月28・29日、産業建設委員会が視察研修を実施しました。内容といたしまして、福井県おおい町の道の駅「うみんぴあ大飯」の建設の経緯と運営状況について、また京都府南丹市の道の駅「京都新光悦村」の運営状況について調査を行いました。

7月30日、県道矢野安浦線整備促進協議会及び県道瀬野呉線・津江八本松線整備促進期成同盟会の総会がメルパルク広島で開催され、議長が出席しました。

8月7日、臨時議長会議が開催され、議長が出席しました。主な内容は、平成25年度一般会計歳入歳出決算の認定が原案のとおり承認されました。

また、配付しております臨時議長会議の結果についてをごらんください。

2ページをごらんいただきたいと思います。広島県町議会議長会の弔意・功労金の支給に関する規程の改正が原案のとおり決定されました。改正の内容は、第1条中の「功労金を遺族等に支給する」を「弔意・功労金を遺族に支給する。」に、第2条中の「発生時の社会情勢等を考慮して」を「別に定め」に改められました。また、「別に定め」については3ページの「広島県町議会議長会の弔意・功労金の支給に関する規程施行細則」に第2条が追加され、「弔意・功労金の支給額を議員年数を基準にして決定する」

ように改められました。

8月18・19日、文教委員会が視察研修を実施しました。内容といたしましては、大分県豊後高田市では、「学びの21世紀塾」の導入の経緯と運用状況について、また、熊本県益城町では、校務・教務「ゆうnet」システムの運用状況についてそれぞれ調査を行いました。

8月22日、「広島県町議会議員研修会」がKKRホテル広島で開催され、多数の議員が出席しました。研修内容は、午前が、京都大学大学院経済学研究科教授岡田知弘氏による「道州制論・自治体消滅論に対抗して、いかに地域を再生するか～町村自治の重要性と議会の役割～」について、午後からは、「改造、北朝鮮、消費税…順風安倍政権も秋は正念場」と題しまして、政治ジャーナリストの泉弘氏から講演をいただきました。

8月27日、議会全員協議会が開催され、報告案件1件、協議案件3件が協議されました。

9月2日、福島県下郷町総務文教常任委員会が、平成の大合併での単独町制の選択等についての視察研修で来庁され、議長が出席しました。

9月5日、議会運営委員会を開催し、第3回熊野町議会定例会の議事運営について協議を行いました。

続きまして、議長宛てに陳情書・要望書等が提出されていますので御紹介いたします。事前に配付しております「陳情書・要望書等一覧」の資料をお願いいたします。

6月2日、「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書」が、秘密法廃止広島ネットワーク共同代表沢田正氏より提出されております。

8月11日、「軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情」が、軽度外傷性脳損傷仲間の会代表藤本久美子氏より提出されております。

8月18日、「日本の公的医療保険制度を守るためにTPP交渉からの即時撤退を求める」意見書採択を求める陳情、「集団的自衛権の行使容認「閣議決定」の撤回等を求める」意見書採択を求める陳情、「特定秘密保護法の廃止を求める」意見書採択を求める陳情が、広島県保険医協会理事長長谷憲氏より提出されております。

諸般の報告は以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で報告を終わります。

これより日程第4、一般質問を行います。7名の議員より通告がありましたので、順

次発言を許します。

初めに、15番、南田議員の発言を許します。

南田議員。

~~~~~〇~~~~~

○15番（南田） 南田でございます。皆さん、おはようございます。

毎回、同じようなことを二十何年繰り返すようでございますが、本日は私は気持ちは最後と思うのでございます。私も議員に籍を置きまして今年で52年になります。皆さんの愛顧をいただき、つまらんもんでございますが、一人前の議員としてやってきた気持ちでございます。

本日の私の質問は、同じことの繰り返しであるとお考えでございますが、どうしてもその決定づけていきたいことは、熊野町の籠池の賃借問題と現在実行されている保安林の不可解な工事について、解決したいと思うのでございます。どうぞ当局の皆様、私も体も悪く、耳もちょっと遠くございますので、なるべく質問は短くしておりますので、明確に御答弁をいただくことをお願いいたしまして、私の質問に入ります。

それでは、今から質問に入らせていただきます。まず第1番に申しますことは、御存じの今まで問題になっている籠池でございますが、この籠池は、私は正真正銘熊野町の所有であると確言しておきます。

西村町長は、平成元年4月、熊野町長に就任、破敗池を埋め立てて籠池受迫を中学校プール造成用地として借地使用しております。この土地は明治31年、民法239条2項で国に帰属しております。国は意思表示が当事者の思い違いがあっても、意思表示は無効ではない、熊野町の所有になることを立証しています。錯誤による無効は、当事者の保護のために認められたものであるから、誰ができるというものではなく、したがって熊野町の所有である。ところが、平成9年、町長改選で就任した三村町長は、当時は法律がなく、慣習により町が所有権を認めれば、所有権は町になく町民のものであると発言しておるのでございます。

しかし、既に日本には無番地の土地はなく、もしあったとしても民法90条で公序良俗にその違反の効果について規定されており、つまり社会的に妥当性に欠けるような法律行為は無効であると、はっきりと初めからなかったことになるのでございます。

このような常識を逸脱した行為、すなわち取引違法契約と考えられる。民法206条に自由に取引のできない土地、事実所有権のないことを知りながら、所有権のないもの

を架空賃借人にして無効契約をし、公金で賃借料を支払いしている。これらの土地台帳を整理しても、明治24年から一切移動された形跡はない。閲覧ができないので、確実な約束はできないが、不実整理以外にできていない。

町長、職員に尋ねる。土地台帳の籠池受迫に対する課税台帳、収納簿、それに関係する全ての帳簿、間違いなく一致しているかと。不実記載されていないか、土地台帳の関連、諸簿冊の移動届及び委任状は自署署名がとってあるか。

町長に尋ねる。これらの行為が間違いないか、町長は責任をとれるかと。町長発言の、ため池は町に所有権がない、町民のものであることについて一貫して発言してあるが、公簿による所有権証明を・・・に提出し、町長みずから証言してください。町が賃借契約している土地は、熊野町には存在していない。町民の所有であると主張する町長の証明をお願いします。

受迫ため池は町有地である。明治31年、旧法が廃止され、民法施行法が公布された。民法施行前に生じた事項については、本法に別段の定めある場合を除くほか、民法の規定を適用せず、別段の定めある場合はその限りにあらず。民法3条で、無主になっても民法239条2項で国に帰属する。しかし、国は意思表示が当事者の思い違いであっても、意思表示は無効にならない。熊野町の所有である。錯誤による無効は行為者の保護のため認められたものであるから、誰ができるというものではない。したがって、町の所有である。

ところが、平成19年、新任した町長は、前記の法律は認めず、当時は法律はなく、慣習により町が認めれば所有権は町民のものに移転するとなっていたと発言。それは違う、そのような法律はどこにもない。しかし、国は民法90条を公布し、公の秩序や社会道徳関連に反するような法律行為や契約は初めからなかったことになる。架空で何の効果も効力もないが、強いて言えば支払い義務のない公金支出である。公の秩序や社会道徳観念に反すること、これを公序良俗に反するといひ、これを目的とする法律行為は無効とされているので、そのことを再三申し入れても、受け入れてもらえず、今日に及んでいる。

そのような社会的妥当性に欠けるような法律行為や契約は、初めからなかったことになる。架空であり何の効果も効力もなく、強いて言えば支払いしている熊野町の町政は、町民に対する背任になると考えられる。もちろん権利のない賃貸料を利用した架空貸付者は横領であることは当然であると考えます。



熊野町の支払金は町の公金であり、町民の権利にある。間違っただけで支払いしたものではない。既に昭和31年には町の所有として熊野町が錯誤更正した七つ池受迫のため池があり、その間、4代の町長は籠池受迫の議事録にある答弁で、熊野町の所有として認めている。しかし、賃借料は支払いしていない。町の所有である。これまでの公簿の移動であるが、規定どおりされているか、移動届け書記載処理、記載に不実はないか、町長はこの点間違いがあれば重要問題である。町民に損害を与える場合、法的な措置をとるべきである。報告を求める。

次は、保安林とその買収の結果でございます。

熊野町が昭和25年ごろ、新制中学校を開校するため、町内の町有保安林を売却、その保安林を広島市内の不動産業者が産業廃棄物処理場施設用造成用地として約2億9,000万で買収、町は迷惑施設であるとしてこれを反対。そのため業者は事業を中止し、その土地を売却した。ところが、町はこの土地を3億5,000万で買収し、これにあわせて町民の所有である保安林も1億5,000万円で買収。買収合計金約5億1,000万円である。

その保安林を安芸地区衛生管理組合が町に対し買収・委託した。町はその買収費用を立てかえ支払いした。組合の役員として、町長、議長が選出されていた。任期途中で議長は死亡し、町長は改選で変更された。改選後何年か経過し、新任町長が組合に対し、買収を要求した。買い取りを要求した。買い取りについての話はなかったとして、その後、紆余曲折あったが、最後に見舞金を出すことで話は決着し、保安林は結局熊野町が買収することになったと。この保安林は解除申請で二転三転し瞑想した保安林で、複雑な保安林である。

その続きとして出てきた話が、保安林の開発である。県と共同事業として造成することで話が進んだ。このことについて、私は土地開発は危険であるとして、一人反対した。山を開発するほど、宅地を必要とする時代は終わっている。特に、トンネルの出口である黒瀬町には、安くて広い土地が多く、今さら渦中に飛び込む秋の虫ということわざがあるが、危険は絶対避けるべきである。最後まで一人で反対した。しかし、行政の仕組みは総数ではどうにもならなかった。

今は工事は完了しているが、買うお客がない。最初の予定にはなかった上下水道、これがないと売れないと考えられる。この山林は不思議な山である。業者の開発を町が反対、開発できず不要になった保安林を2億9,000万円で業者が買収している。業者

が不要で売却し、山を6,000万円も高く買収している。不思議である。その山に町民の山を買い足し、合計5億1,000万円の買収している。その山を県と共同開発するため、無償提供している。理由を尋ねるところ、山を残すことは危険なことであると回答があったが、町長の回答は非常に不可解である。この山はもともと土砂流出防止保安林で、町の災害防止区域であり、この保安林を解除したことに間違いが始まっている。町長と賛成議員はこの責任をどこまでどのようにお考えになるのか、町長の答弁をお願いいたします。

最後になりますが、今般の広島災害を見て、熊野町のこれらの災害について、私が考えたことを一言、町長及び議会の皆様をお願いしておきたいことは、昭和20年に熊野町は大災害に遭ったのでございます。私の家も半分ほど流れました。それは私ごととして、熊野町にも多くの被害があったと思います。そのときの写真をつけてここに持っておるのでございますが、この写真は昭和40年ごろの第2回目の写真でございます。

これによると、今ここに写っている家が昔、下まであったんじゃ、ほかには川角としてはなかったんでございます。私が知っている。ただ、昭和20年の前はこのときの写真より1メートル20センチぐらい深くよけい来てるということは聞いています。それは何で証明するかといえば、このときには熊野町の橋は一つも流れていない。昭和20年のときには、砂橋橋を初め、川角側の橋は一つもなしに押込を回らにゃ、反対側に渡れんほど橋が流れておった。それだけ大きな災害が起きているのでございます。

このことについて、私が申しておきたいことと、ここでどうしても町にお願いしておきたいことは、その川口の一番危険なところを熊野町は買収して、そこを造成しておられます。何に使用されるのか知りませんが。役場の職員に対して、危険なけえいうて昔の話をして、そがなことはなあよ、熊野の水はしれとるけえ言われる。皆さんが、職員もようよう知っちゃってくださいよ。熊野町が川へ流れる水の3倍も4倍も、昔の本庄村側、栃原、苗代方面から熊野へ流れ、一番奥は恐らく灰ヶ峰の水の一部も流れてくると思うのでございます。

特に、今後に対して私が危険を申し上げるのは、呉市が工業団地で今開発が、今までのところは今の熊野へ向けて流水が流れる苗代の土地を今何千坪という開発をして、また売り出しておりますが、この方面の水は全部熊野町へ来るのでございます。そのことを考えられて、あそこを熊野町が開発されるのか。それは皆さんの金であり、皆さんの土地であるから、私は否定はしません。しかし、私は町民の一人であり、下流に住む住

民でございます。皆さんも、今広島市が流れて下流の者がどれだけ悲惨な目に遭っているか御存じじゃと思いますが、取り戻すことができないのが災害です。

余談話になりますが、川角大川線の道路のへりも、聞くところによれば、何か業者が買われて福祉事業をされるということでございますが、一番危険なところでございます。なぜかと言えば、集まった人間、中へ流れ込んで一番先、横から押してくるのが出来庭方面からの川角に流れる水が二河川の水をせきとめるんでございます。そういう関係で、あの土地の20年ごろの実情を知られない人は何とも思われんかもしりませんが、私はその当時から現在まであそこに住んでおりますが、水の恐ろしさを知っています。

今あその土地を売られた人は、これは個人的になりますが、あそこに家があって流れて、昭和20年に流れて、住んでおられんけえ、貴船の後ろに建てかえて逃げられた人です。その人が田を売っておられるんですが、そのことは個人的な売買である。その許可を出されたのが熊野町です。それは国民の権利であり、町民の権利であり、町長の権限であり、許可権限は国になるのか、どこにあるか知りませんが、一番最初の許可を与える権限の判は、町長の判がない限りは出ておらんとするんでございます。

私ももう年も90歳を上回っておるのでございますので、いつ死ぬるかわかりませんが、後々の人がよく知っており、熊野町の災害をなるべく少なく済むように思うからこそ、私には利害はありません。特にこの保安林について私が反対するのは、私は60年間不動産を業として取り扱っており、県営団地も私が買収をしたのでございます。それ以外、熊野町の土地の買収については過半数はわしはしていませんが相談を受けやっていますが、水ほど恐ろしいものはないんです。災害は忘れたころにやってくるということがありますが、できれば昔のことをようよう調べて許可をし、今後の行政がこういう方面へ許可とか何かある場合には、町民のことをまず優先して考えてやっていただきたいのでございます。

一応これはお願いでございますので、ここで一応私の質問を終わりますが、町長の私に対する答弁をお願いいたします。なお、私はちょっと耳が不自由でございますので、聞こえない場合があるかもわかりませんので、なるべく大きい声をお願いいたします。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 南田議員の二つの御質問のうち、1番目の「賃貸人の契約は架空で効力はない」との御質問は私から、2番目の「保安林解除について」の御質問は副町長から答弁をさせます。

受迫ため池の所有権につきましては、以前から繰り返し申し上げておりますが、受迫ため池の所有権は町にはなく、受迫という団体にあるものと考えております。また、固定資産税の課税については、毎年1月1日時点の登記簿によるものとされております。登記簿の所有者欄は受迫名義で、現に管理する団体が存在し、当該関係者が借地契約を行っていることから、受迫を所有者として課税台帳に記載し、地方税法にのっとり適正に事務を行っており、課税事務に誤りはないと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 立花副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（立花） 南田議員の「保安林事業について」の御質問にお答えいたします。

くまの産業団地として整備いたしました深原地区の町有地につきましては、これまで議会の皆様に対しまして、全員協議会等で状況を御報告させていただいているところでございます。

産業団地の整備に当たっては、企業の誘致による雇用の創出や税収の向上などが見込まれることから、本町及び町民にとりまして利益につながるものと考えております。また、造成に係る費用は総額で約9億4,200万円で、町の負担は、造成工事約2億3,000万円と水道設備約1億円で、合計約3億3,000万円となっておりますが、これに対し全ての区画が売却できましたら、約3億8,700万円の収入が発生する見込みでございます。

売却に向けた取り組みといたしましては、昨年度から広島県立地促進協議会に参加し、広島県企業立地ガイドや県のホームページにおきましてくまの産業団地の周知を行ってまいりましたが、これまでに数件のお問い合わせや御相談をいただいている状況でございます。

今後は、今回の定例会で上程させていただいております字界変更や地番の分合筆作業と並行いたしまして、購入申し込みの受付を開始し、全区画の売却に向けて努めてまい

りたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 南田議員。

~~~~~○~~~~~

○15番（南田） 南田でございます。

町長の答弁では、籠池の所有権は間違いないと言われておるのでございます。よくわかります。その前に私が一口言っておきたいのでございますが、この所有権とか、いろいろな件については、私は海田警察署へ2回行っています。相談を受けてます。県警にも行きました。国の機関も全部歩きました。しかし、ただ単純なことで、それは間違えちゃおらん、町がすることに間違いはないというんで、町ということでそういう答弁をいただいております。町がすることに間違いないと言われることに私は疑問があるのでございます。

町がすることであるから、法律に規定があるんだから、町長は所有権証明を提出すればいいんですよ。所有権は民法で定めてあるんで、その民法にあるとおりに説明してください。何で所有権があるとか。昭和何年何月何日、誰から所有権を受けたとか、現在はこうこうこうで、こういう登記になっておるからいうて、登記簿謄本というものがあるんですから提出してください。それが無い限り、町長が言われようが、県知事が言われようが、所有権というものは、私は65年司法書士をしています、所有権の証明はそれ以外にはないと思うんです。それであるのであればですよ。今の1筆に対して云々ということはないんですよ。

受迫が熊野町であるということは、町の所有であるということは、これは民法の239条2項にあるんです。それは民法の94条ではっきり、間違いがあったものがする場合には、熊野町が間違っ受迫というものにしたんじゃけえ、受迫というものは法律上人格はないんですから。人格がない登記をしたものには国へ帰属するようになっておるんじやが、国はそれは登記申請した者が錯誤であれば、これはその者が自由に直してもいいというのが民法94条じゃったと思う、あるんです。

それが一番先に町長はですよ。受迫の土地を間違っ受迫という人格のないものへしておるんだから、一応熊野町の登記を直して、議会の同意をとって、それぞれのため池のもんじや思われれば、ため池へ登記して渡されればいいんです。今までの何十年と

いうて結論が出んのがそこですから。

だから民法を否定するか、民法を否定されるんなら、民法は否定すると、こうこうこうという何で否定すると、そうでない限りは民法239条2項で国のものになっておるんです。国民が間違ってしまった場合には、それは錯誤更正を認めると。その錯誤更正も誰の判が要るとか・・・、熊野町だけで錯誤更正ができるんですよ。熊野町がやって中学校を自衛隊まで何してきてから、受迫を熊野町へ登記をしてから学校が使ようるですがな。

それは、町長がどこまで真実・・・。私は熊野をもまそうとか、町長をやっちゃろうとか、そういう考えは一切ありません。ただ、私の今までの議員であり、司法書士であり、土地を取り扱った者で、何千件という登記をしてきておりますが、町長が言われることを・・・、私がやってきた登記は皆違いになるんです。私は、この分は議員でなし、司法書士として、確実な手続の方法があるので、確実な方法をもって町が手続をして、町民に対して、私には要りません、町民に対して告示してください。

それと、取り扱い事務でございますが、財政は誰がしておられるか知りませんが、この土地へどういう方法で課税されたか。町長に問うのが当然かしりませんが、当町においても町長はこれを取り扱う関係者にはないんです。まず受迫というものを課税するにしても、管理者を認めるにしても、本人からの届け出が要るわけです。本人の届け出がない限り、何ぼ町長じゃろうが、誰であろうが、これは課税ができない思うんです。これは刑事法にも出ておると思うのでございますが、所有権いうものがある限りは、その所有権を尊重すべきであると思っておりますのでございます。

今、関係課長に対して、どういう方法で今まで課税が、あれが受迫のものであるということをしたのか。それに対する必要委任状、まず届け出するには本人の署名、委任状、それらの書類の保管があるはずですよ。それが無いのに勝手にするということは、これは法律でいうたら公簿不実記載の罪と私は考えるのでございます。担当課長の答弁を求めます。二つ合わせてまずやってください。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 貞永税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（貞永） 南田議員の課税についての御質問についてお答えいたします。

御存じのとおり、課税について、古くは登記簿ということになるわけですがけれども、地租徴収のために明治時代、地券制度というのがあったと思います。これにかわって明

治19年に登記法が、土地台帳規則が明治22年に布告、整備されました。翌明治23年に、南田議員さんが言われるように、熊野町から受迫関係者に受迫の譲渡決議が行われて、翌24年に土地台帳に所有権の移転の記述がございます。

その後、明治31年に民法が施行されました。翌32年に不動産登記法が、昭和6年に地租法が、昭和22年に土地台帳法が制定されるなど、土地に関する関係法令の改廃が行われております。南田議員さんが言われるように、その間、受迫名義の変更は一切ございませんでした。

また、議員さんが言われるように、民法が施行されたときに、民法施行法というのがございまして、先ほど議員さんが言われたように、民法施行法の第1条に、民法の施行前に生じた事項については、本法に別段の定める場合を除くほか、民法の規定を適用せずという規定がございました。また、その中、ちょっと条文は第何条かは忘れましたが、民法に定めたる物権は、民法施行前に発生したといえども、その施行の日より民法に定めたる効力を有すということで、民法が施行される前に所有権のあったものについては、民法での所有権があったものとみなすというふうにされております。

議員御主張の権利能力なき団体の登記ができないということにつきましては、昭和22年に初めて法務省のほうからその旨の通達が見られることから、それ以前については、権利能力なき団体の登記は可能ではなかったのかと思われまます。

また、同通達後は、団体名での登記ができないため、信託による代表者の登記または持ち分を付した関係者全員の登記のいずれかを選択されて、所有権関係を明確にするという最高裁の判例もございます。

このような経緯から考えますと、受迫の所有権は受迫という団体の関係者であり、適正な名義に変更がなされていないというだけのものというふうに考えております。ということで、現在の受迫の所有権については、登記としては籠池受迫という登記になっておるので、その関係者に対してうちのほうは課税をしているということをしております。課税につきましては、納税管理人を選任していただいて、その方に納税通知書を送付しているというふうにしております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 今の答弁ではいけないのですか。

南田議員。

~~~~~〇~~~~~

○15番（南田）　いつまでやったけえいうて時間が・・・一応切り上げたいと思うんですが、町長もはっきりしまししょうや。登記簿謄本を持ってきなさいや。とれるわけはなあんじゃけえ。あなたが今でも町民のもんじゃと。国じゃあないでしょうが、あなたが法律つくる、国の法律は民法239条2項で、無主の土地は国に帰属するというこではっきりしてるんです。その法律があったからこそ、中学校の屋敷が熊野町になってるんじゃなあ。わしはそれを知りたいんです。こっちをやるときには熊野のじゃけえこっちはうちのじゃないんじやいうような、そのような勝手な法律はどこにあるんじやろうかと思うんです。そがに勝手に物事ができるなら物事はみやすいですよ。

私が町長に言いますが、今さら町長をいじめてどうかじゃないんです。話し合いをされるんなら、私は頭を下げてお願いしに行きます。このことについて、ここで名を出すのは悪いと思ったんですが、平本さんと話し合いがついて、そのやり方まで話もついて、町は一応平本町長も認めておる、南崎町長も認めておる、町長・・・。認めておらんのはあなただけです。西村町長は知りません。ただわしはわからん、わしはわからんで、はっきり言われたのはあなたと南崎と平本町長です。

平本町長は死んでおられますが、このことについては議員のうちに頼んでもらうて、議員さんが地主へ言うていってもらうて、必ず取るんじゃけえ家賃いうものは、今解約しゃあせんいうて言うたと平本さんが嘆かれました。初めから登記じゃったんじや・・・、南田さん、ああ言うたわえ。・・・とっちゃろうと思うんじやけえ、まだ戻しゃあせん言われたいうて。その言葉は水かけ論になったけえじゃが、皆死んだ者のことじゃあ。私はそれぐらいの気持ちを思うんですよ。

今の地主の人でも、町が地主を、責任は地主ですよ、契約に判を押したんじやけえ。何で地主をそこまであなたが応援せにやならん。正しいものは正しいというてもええんじやないんですか。

私は、ここにみんながおられる、職員もおられる、傍聴もおられますが、熊野町を困らそう思やせん、いつでも話をして、直す方法があればそのほうへいつでも協力します。私はただ一概に言われるけえじゃが、それができるもんならやってみなさいいちいち言うことはいらんのですよ。所有権は、そりゃ日本の法律で、所有権と登記簿謄本によって立証できるようになっちょるんですけえ。



町長、あなたもね、早稲田の法大を出てるが、わしは小学校出です、いつも言うがね。実務は65年してきちよるんです。町長が言われることが事実だったら、私の65年の皆様の登記を請け負うたのが間違いですよ。登記簿謄本を見て仕事をしてきちよるんです、全部。証明を出せ言や、わしはこうじゃ。登記簿謄本を出しゃええです、民法にあるんじゃけえ。

ようよう言いますが、町長、わしは町長を困らそうというつもりは一つもありません。わしは町民ですよ。町が困られることをしたことはないんです。どうしても私が死ぬまでに解決しとかにや、これは熊野だけの問題じゃないんですよ。判例としていろいろな問題に、私が間違うとりやですけど、私はどがにいでも断ります。わしは情けないんですよ。後で・・・なくなって。

ここできょう結論を出そうとかいう気はしとりません。私は絶対私の弁に間違いはないと思うんです。私は出してるんですが、証拠を皆。民法何条、何条。町長はこうじゃった、わしが思う、あなたが思うことじゃあそりや法律は通りません。余りにも町民を愚弄しておられるんです、そこまでは言いとうなあ思うんですが、そうかというて人間ですから過ちはある。

そりや、残り時間も少なくなりましたけど、行政の、そりや言いませんよ。私は涙出ます。議会事務局へも言うてきます。議長にも言うてきます。私が発言したのが議事録になくなっていきます。知らん言われる、誰に言うても知らん言われる、それは数が多いんじゃけえ、知らん言や、そりや言うたことをここで言え言われれば、言いますよ。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 議事録がなくなった話は知りませんよ、自分は。聞いてないですよ、自分らが議員になってから。

~~~~~○~~~~~

○15番（南田） そりや言いんさるだけで、わしは事実言うた覚えがあるんじゃけえ、そこで言うたことをここで言いますよ、それじゃあ。言うたんじゃけえ、わしが。言うたことじゃけえ、責任を負いますけえ。いいですか、言うても。言うたら後へも先へも立たんようになる思うんです。熊野町の行為いうものは・・・ですよ。

私がもう一つの何を書いとったんじゃが、そこを削ったんですがね。今、保安林を広島が買うて、広島が解除し、熊野町が2遍解除しても解除できなんだんです。それを広島県がトンネルに土を捨てるいうたら解除になってくる。法律いうものはそがな簡単な

ものですか。わしはそれが知りたいんです、そういう行為が。

我々の不動産の世界では、一坪のをひっくり返したり、あっちをしたり、こっちをしたりするのは何が目的かいや、もうけが目的です。3転しちよるんですよ。その3転しちよる中でやられた行為は、全部利益が絡んでるんですよ。死んだ人が多いけえ、そりゃ証拠は出せんけえじゃがね。町民の人も聞いておられる人がありますよ。わしは何ぼ、何ぼ、誰々くれたんじゃがの、もっと欲しかったんじゃけど、そがな銭があるん、そがなことをすりゃ裏から何ぼでも銭が来るよのいうて、死んでおられるが、それは本人から聞いた人はわしだけじゃありません。本人がわざわざ、わしはこれだけもろうたんじやいうて、うちへ言うてこられたんです。そういうことを言うたんじやあ熊野がわやになるけえ、そがなことは。言え言われりや言いますよ、そりゃわしはみんなが、南田が言うたことはうそじやいうて罪になれば。私はそがなことは言やせん、聞いてきた先はわかちよるんですけえ。関係者が大方死んでるんですよ。そりゃね、無理をしちゃだめですよ。ようようわかろう思うんですよ。

そりゃ、わしみたいに小学校出じゃわからんかしらんがね、それと相対性理論というのが今の仏法の原点ですよ。宗教に入れとそこまでは言いませんが、町長、まだ日にちはありますよ。この会期が終わっても、まだ二、三カ月あるけえじゃがね。私は解決ができにゃ、前から言いましょうが、すぐ解決・・・公開してもらって解決・・・。

町長が言われるのも・・・ように、今払う銭が正しいなら、いつで期限になるんな、わしは問うんじやが。熊野町がおる限り払うようになるよ。熊野町長になってから、わしが追求したかどうか覚えるのですが、それならばバスケットボールの賃借権はどうなってるか、何遍言うても黙秘で説明はないよ。

わしが言うのが、わし・・・言うんじやないんですけえ。受迫の土地は民法がそういう違いじゃと、そうじゃけえこれ違うちよったんじやけえいうんで、昭和31年に広島法務局に相談を受け、海田の登記所で、熊野へ七つ池受迫いうものが熊野町に移転になって、所有権になっておりますよ。同じ123筆のうちの受迫ですよ。1筆の分だけ町がわしのもんじやいうて取って、1筆はあれのもんじやいうて。これはこれんじやいうて。法律いうものはそういうもんじやない、一つへ統一されるべきもんです。

町長がどうしても言われるんなら実証してください。それなら私が皆さんの前でも土下座します。それよりか話し合うて、熊野町をええがにやっけていきましょうや。もう今日・・・じゃがね。同じことですよ、町長が言うた。これがわしのじやいうて証拠を出

せ、証拠はわしが言うたのが証拠じゃいや、同じことの繰り返しです。

偉いものは国にもえっとおんさる、役場にもえっとおんさる、役場の職員でも過半数は今大学出とったと思うんですが、わしらみたいに小学校だけのもんじゃないあ思う。もちいと努力して、もう一度勉強しんさいや。給料をもらうだけが職員じゃないんです。町長言う通りごもつともで、皆頭を下げてているが、そうばかりじゃない。やはり職員は職員としての我が本分を通して行って町民のために戦わにゃいけないのです。

絶対間違いありません。わしは所有権登記の証明ができない限りは、誰がどがに言うだけいうてどう偉いもんが来たけえいうて通りません、そりゃ。

私が海田の警察が、うちに言うてきた答弁はこういう答弁です。教えてあげます。あなたが言われるけえ、私は法務局へ調査に行つたと。調査に行つたら、この登記は間違っちゃおらんいうて法務局に言うんじゃないけえ。それを信じるしかないけえ、わしは信じて戻つたんじゃないが。法務局に現在間違いがある登記があつたとしても、間違いである証拠を出さん限りには、法務局は間違いじゃとは言いませんよ。間違つてる登記はようけありますが、それに対する立証をしてこそ初めて裁判してでも何をしてでも勝つんですよ。

これは広島市が同じような池で、火葬場や何かで錯誤更正を出して、学校みたいにしよるがね、これは広島市が証明書を発行してるんです。町長もあなたがそこまで所有権があるんじゃないと思えば、あなたの責任のもとに発行しなさいや。町長の証明があつたら、ある程度は法務局も認めますよ。そうかいうて、・・・わかりませんよ。町長の権限いうものはそこまであるんですよ。ええかげんなことを・・・権限があるんですか、権限であなたが發揮して、あなたがわしに向けてねがえ言いよられたが、わしはねがやしません、この年になって裁判なんかする気はない。あなたが私を告発しなさいよ。ねがわれりゃ私は受けて立ちます。

広島県でも初めてですよ。行政相手に4年間裁判をしましたよ。勝つことはみやすいんですよ。結論を言うたら、私が町をねごうて町が負けたら、職員が必ず被害者です。前の裁判もそれで私は手を引いたんですけえ。私は職員をいじめるつもりはありません。

話し合うて、私を交えて町長がおうとりゃその通りに直しゃええですよ、気持ちように。職員も皆来てるし、議員さんも皆、傍聴の人も来てくれとるんじゃないけえ、わしの言うことが間違うちよるかどうか、今ここで答弁くださいと言いません、まだわしの任期も半年ほどありますけえ。何ぼもろうても同じことじゃけえ、町長の答弁も、職員の答

弁も、それでわしは聞きとうない。

ようよう職員の人に言うちよるがね、民法90条をようよう読んでください。町長がやっちよることは、熊野町がやっちよることは、全部無効です、はっきり言います。そりゃ籠池の所有権が立証せなん限りは、無効ですよ。所有権がないものをできるわけ、所有権がないものは人に貸すことも売買もできんことが民法ではっきりうとうちよるわ。そのことは役場の職員もようよう知っちゃってんです。民法90条、ようよう何して、私に答弁をください。それがぴしゃっと法どおりの答弁がない限りは納得するわけにいきませんので。

大事な時間でございますので、私はここで一応打ち切ります。次のことは12月の議会でまたしますので、よろしく願います。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で、南田議員の質問を終わります。

続いて、1番、沖田議員の発言を許します。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（沖田） 1番、沖田です。

私からは3点について質問させていただきます。

まず1点目に防災についてですが、8月20日未明、広島市安佐北区、安佐南区において、大規模土砂災害が発生いたしました。被災者の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

今回の災害では避難勧告のおくれや土砂災害警戒区域の指定のおくれなど、さまざまな問題が浮き彫りになっていますが、町内の皆様からは熊野町においては災害発生前におくれることなく避難勧告をしていただけるのか、日ごろから防災行政無線の屋外スピーカーから流れた放送が聞き取れないことがあるなど、不安な声を多数伺っております。

平成23年9月議会におきまして、災害時に大きな混乱を招くことのないよう、防災無線が流れた後、聞き取れなかった町民のために、電話をすれば同じ内容を正確に聞くことができる音声自動応答サービスの導入を要望いたしましたところ、町長より、早急に整備を検討していくとの御答弁をいただき、平成24年11月1日よりサービスを開始しておりますが、周知不足のため利用も少なく、町民の皆様からはサービスがあることを知らなかったとの声を多数伺っております。呉市においては認知度を上げるため、

番号を書いたステッカーと啓発チラシを自治会を通じて配布するほか、市役所や市民センターにおいて周知の徹底を図っております。ぜひとも熊野町においても取り組んでいただきたいのですが、いかがでしょうか。

また、平成23年12月議会におきましては、災害時に自治会役員や地域住民が自治体職員と協力し避難所の運営を行うための訓練となる避難所運営ゲームHUGについての活用を要望いたしましたところ、本町でも実施に向けて検討してまいりたいとの御答弁をいただきましたが、現在どのようにお考えでしょうか。

次に、2点目に町民会館のトイレについてですが、敬老会や町民文化祭など、町の行事が最も多く、高齢者の利用も多いため、洋式トイレに改善していただきたいとの声を多数伺っております。平成24年9月議会においても質問させていただきましたが、既に2年経過しております。その後どのように検討されたのでしょうか。

3点目に、町内小・中学校へのICT整備についてですが、近年、各地の小・中学校では持ち運びに便利なタブレットパソコンや、画面上で書き込みができる電子黒板を導入する動きが急速に広がっています。子供たちの学習意欲の向上などに成果を上げている電子黒板やタブレット端末を整備していただくよう御検討していただけないでしょうか。

以上、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 沖田議員の三つの御質問のうち、1番目の「防災について」の御質問は私から、2番目の「町民会館のトイレについて」と、3番目の「町内小・中学校へのICT整備について」の御質問は教育部長から答弁をさせます。

去る8月20日、広島市で未曾有の豪雨災害が発生し、多くの方々が被災されました。今回の災害は決して人ごとでなく、あのような豪雨がいつ熊野町を襲っても何ら不思議ではありません。犠牲となられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、土砂災害を初めとする大規模災害への対応に万全を期したいと思っております。

なお、このたびの広島市豪雨災害においては、人的支援要請に基づきまして、当面、9月4日から1カ月間、1日2名、約30人の職員を広島市安佐南区へ派遣することと

いたしました。この被災地での業務の体験は、本町にとりましても非常に貴重なものになると考えております。今後も要請等がございましたら、積極的に協力していきたいと考えております。

それでは、電話応答装置に係る啓発及び避難所運営ゲームHUG、通称ですかね、HUGの詳細につきましては、総務部長から答弁をさせます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 内田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） それでは、沖田議員の「防災について」の詳細について、お答えをいたします。

放送内容が聞き取りにくい方や聞き逃された方の対応として、電話応答装置によるサービスを、先ほど沖田議員のほうからも御説明ございましたが、平成24年11月1日から開始いたしました。周知方法といたしましては、平成25年2月号から、町広報の役場の電話番号欄へ掲載しているほか、これまで4度の特集を組んで周知を図ってまいりましたが、運用の状況といたしましては、設置以後から8月末まで、約270件の放送に対し、約500件の利用にとどまっております。このため、来月号広報で防災関連の特集記事を予定しておりますが、この中で、切り取って電話機に張りつけられるような番号案内を掲載する予定としております。今後もさまざまな機会、媒体を活用して周知を図ってまいります。

続いて、避難所運営ゲームHUGについてです。過去に議員から御提案をいただいております、平成24年度は総合防災訓練、また昨年度は広島県小型ポンプ操法大会出場などの大きな事業がございましたので、今年度に職員向けの訓練の中で実施することとしました。詳細はこれから詰めますが、避難所運営に携わる職員を中心に、約30名規模の訓練とする予定としております。

なお、訓練資材は既に昨年度に5セットを購入しており、今後、図上訓練等で活用するほか、町民の方々への貸し出し等についても検討していきたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤森教育部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部長（藤森） 沖田議員の二つの御質問、「町民会館のトイレについて」と「町内小・中学校へのICT整備」についてお答えいたします。

まず、2番目の町民会館のトイレについてですが、町民会館トイレの改修工事につきましては、平成24年度に講堂横のトイレを洋式化しております。しかし、平成24年度、町民会館舞台音響設備改修工事、平成25年度、町民体育館改修工事、平成26年度、町民会館舞台照明改修工事など、各施設重要度の高い工事を優先してきたこともあり、現時点では町民会館内のその他のトイレ改修には至っておりません。

町民会館は昭和60年に供用を始めた施設でございます。この間、日本人の生活様式も大きく変化し、施設利用者からは洋式トイレを要望される声も伺っておりますので、館内の利用頻度の高いトイレから順次洋式化していくよう考えております。

また町民会館では、親子を対象とした講座や乳幼児健診など、乳幼児とともに利用される方もたくさんおられますので、1階多目的トイレ内に赤ちゃんのおむつがえ用のベビーシートやベビーチェアの設置も必要と考えております。これらの改修工事につきましては、平成27年度施工に向けて検討してまいります。

次に、3番目の「町内小・中学校へのICT整備について」ですが、町内小・中学校への情報機器等の配備状況につきましては、小学校のコンピューター室に20台、中学校には40台のデスクトップパソコンを配備し、各学級が教科等及び特別活動で活用しております。さらに、熊野町の特徴といたしまして、各学級に42型のデジタルテレビを配備しており、デジタル教材や放送、教員のパソコンで作成した教材や資料等を、デジタルカメラやスキャナー、実物投影機などと組み合わせて利用しております。

電子黒板やタブレット端末等の最新ICT設備につきましては、まだまだ機器やソフトウェアの価格も高価でございます。また、十分に活用できる教師も少なく、現在は検討するには至っておりません。

ICT機器導入の課題といたしましては、教員の活用技術の向上、普通・特別教室でのデジタルテレビ等を活用した授業の促進、並びにICT利用のための校内無線LAN等の整備等がございます。

今後の子供たちへの教育にとって、ICT機器の活用は欠かせないことと考えております。県内の校内無線LANの整備状況や電子黒板、タブレット端末の整備状況の推移、及び通信事業者等の教育用ソフトウェアの開発状況を見ながら、確かな学力を育成する

ための学習活動を支援するため、最新のICT機器の活用についての研究を進めてまいります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（沖田） まずは防災についてからなんですが、町広報に掲載していただくということで、私が質問した当初からこのステッカーのことは申し上げておりましたが、広報に掲載しますということだけだったので心配はしておりました。広報は町民の皆様が目に見えるとは思いますが、そのたびそのたびに電話番号を書き取るなど、そこまでの作業はされないと思いますので、今回新たに来月特集記事を組まれるということで、ステッカーつきのものをというふうに御答弁いただきましたので、大変ありがとうございます。

また、HUGについてなんですけれども、今年度職員で利用されるということで、ぜひとも実施していただきたいと思います。また、町民への貸し出しも検討してくださっているということで、これもぜひ実現していただきたいと思います。

今回の被災地でも、過去の災害後、防災サイレンの設置をしておりますが、今回は使用されておられません。指揮命令系統が確立されていないのが原因でありましたが、どんなによいものを設置しても使用されなければ意味がありません。土砂災害警戒区域や避難経路を指定しても、町民への周知が徹底されなければ命を守ることはできません。

今回の土砂災害では、真砂土と呼ばれるもろい地質の地域だけでなく、かたい地質の地域でも土砂崩れが発生しております。土砂災害警戒区域の指定がおくれた一因に、県が住民への説明を丁寧に実施し、反対者が一人でもいれば指定を保留状態にしていたことが挙げられています。当然住民の理解が必要ですが、スムーズに指定が進むよう、財政・技術両面で支援する法改正が国では検討されております。

けさのNHKのニュースでも報道されておりましたが、熊野町におかれましては県の区域指定を待たず独自調査を開始するとのこと、町長の迅速な判断に心より感謝申し上げます。

また、避難経路の決定や土砂災害警戒区域の調査が終了次第、町民への公表もされるということですが、やはり警戒区域を指定されたマップなどができ上がった際には、役

場内に掲示するなどして、常に町民の意識を向上していく必要があるのではないかと
思います。いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 内田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） HUGのことにつきましては、先ほどおっしゃっていただいたとお
り、昨年度5セット購入しまして、これにつきましては町のほうでまずは実演をしてみ
てから、それから町の方に使いやすいものなのかということも検証して、使えそうであ
れば積極的にまた情報提供させていただきたいと思います。

また、今先ほど申されました今日のNHK放送にもございましたが、ちょっと若干私
どもの思いとはもうちょっと違うところがございまして、あくまでも避難情報というか、
危険地域の指定という形になってきますと、これは町では独自にできません。ですから、
私どものほうは現在させていただいているのは、現在のハザードマップ、これを再度熊
野町の中で、それから日にちもたってますので、その後の家の張りつき状況とか、いろ
んな形の状態、また避難の経路等も含んで、もう一回チェックをしておこうという形で
したもので、ちょっと若干すばらしいものができてるなということで報道していただい
てありがたいんですけど、ちょっと若干、差があろうかと思えます。

ただ、いずれにしても今のハザードマップをより実戦に即した形で考えていくために
今調査をしたということで、また調査をしました段階でどのように活用できるかなと、
まず調査した内容がどうなってくるかなというのは、それからまた検証させていただき
たいという形で考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（沖田） 先ほども質問させていただいたんですが、ちょっとお答えになっていな
いような気がしたんですが、ハザードマップのチェックをされるということで、新たに
新しいハザードマップができ上がった際に、町役場の中に掲示をしていただいて、町民
が常に訪れるところでもありますので、目につくところに張っていただくといったような
啓発を行っていただくことはいかがですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 内田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） 済みません、ちょっと説明のほうの不十分になったということで、実はハザードマップ、これは県のほうが今の山の地形とか、いろんな状態の形を見てつくるといいう形の中で、危険箇所の指定という形の中では、町独自でこれを指定するといいうのはできないという形で考えております。今回、お話をいただいておりますように、危険場所を指定して町内に掲示するという形については、これはちょっと困難な状況にあると。

ただ、このたびやろうとしているのは、今の指名されているハザードマップの状況を、これをまた再度、それから日にちもたってるので、認識を持つためにもその位置等も調査して歩いて、また避難経路とか、そういった形のを再度検証していこうという形のものであるということなので、ちょっと指定という形の話をしていただいておりますけど、それはちょっと難しいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（沖田） それでは、町が独自に調査をされた後に、危険なのではないかといいうところが大体把握できると思うんですけども、指定はされてなくても危険であるといわれる地域は町のほうで把握できると思いますが、それについての町民への周知はどのようにされるんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 今、町がつくっているハザードマップでございますが、これは土砂災害危険箇所でございます。土砂災害防止法に基づく箇所ではございません。今、広島市で問題になっているのは、警戒区域とそれから特別警戒区域、これを指定してなかったということだろうと思います。ただ、この権限は最終的には県にあるんですが、地元の説明会と、それから地元の方の同意がなければ指定できないと。やろうと思えばできるん

ですが、指定された地域はもう不動産価値が非常に下落するというので、これがなかなか進んでおりません。今回のうちの調査というのは、そういう警戒区域に向けての指定とかそういうことではなくて、職員が実際に歩いてみて、危険な箇所、避難勧告、あるいは避難指示、これを出す前提の箇所をハザードマップという地図上のものではなく、実際に現場を見て確認しようではないかということから始めております。

先ほど総務部長が言いましたように、テレビではいわゆる土砂災害防止法に基づく警戒区域、あるいは特別警戒区域、これの前提のための作業ではないということは御承知願いたいと思います。あくまでも土砂災害危険箇所の再確認、これを行って今後の災害に備えたいという思いで今回調査を始めております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（沖田） 了解いたしました。

国のほうでは市町村に対して防災・減災対策を助言したり、市町村が空振りを恐れずに住民に対して避難勧告を発令しやすくする案が上がっているとのことですが、行政には住民の命を守る責任があります。熊野町においても空振りを恐れずに避難勧告をしていただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 今現在、我が町にも、新聞にも出たんですが、実効雨量150ミリという基準がございます。ただこれはあくまでも基準でありまして、広島の土砂災害、実効雨量が急激に上がったと、実効雨量といいますか雨量がですね。そういう状況が考えられ場合には、その基準に満たない場合でも避難勧告、あるいは避難指示、こういったものを今後は出していく体制をつくりたいと思います。

やはり雨が降ってなくても、はっきり申し上げて警報は出る場合がございます。そういった段階で本当に避難勧告が出せるのかということは迷うところであり、どの市町村長も同じだと思います。ただやはり今回を大いに教訓にしなければならないので、その点は覚悟を決めてやっていきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（沖田） ありがとうございます。力強いお言葉をいただきましたので、安心いたしました。

また、HUGの活用に関してなんですけれども、町民のほうに貸し出しも考えておられるということで、実際に、私も2セット購入しているんですけれども、うちの役員さんと一緒に体験をさせていただきました。実際に五、六人がチームを組んで、読み上げられる避難者のことを聞きながら、この高齢者の方が来られたらどこの部屋に配置するのか、毛布が届いた場合はどこに置いたらいいのか、仮設トイレはどこにしようとか、さまざまなことを皆さんで話し合いながら体験させていただくことができ、非常に貴重な体験をさせていただきました。今年度職員のほうで取り組むということですので、ぜひとも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

また、防災に関しましては、一番重要なのは町民一人一人の防災意識の向上だと思いますので、ぜひとも自治会に呼びかけるなどして、HUGの活用をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 岩田総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（岩田） まず緊急時におきましては、御承知のように、まず自分の身を守っていただくと、これが最重要でございます。町が発声する情報だけではなくて、気象情報であるとか、防災情報に関心を非常に持っていただきたいというふうに思っております。したがって、国や県などから出される情報を皆さんが手に入れやすい、そういうものを今後の広報に努めてまいります。

また、今、避難所運営ゲームのお話がありましたが、これも私どもも実は初めて訓練を行います。一番大切なことは、それをみんなで意見を出し合う、話し合うというところが、より多くの意見を出す、こういうところにまず主眼を置いて、どう対応したらいいかというのは試行錯誤しながら今後やっていきたいと思っております。効果があるものと思っておりますので、もちろん我々が実行しました結果を踏まえて、住民の方々には、貸し

出しもできますよという広報は積極的に行っていきます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（沖田） ぜひともよろしく願ひいたします。

釜石の奇跡で知られる防災教育で有名な片田教授は、行政主体の日本の防災にあつて、国民は行政や情報への依存を深めており、自分の命は自分で守るとの意識が薄いように思う。事前に行政から情報があつたら逃げればよいという受け身の自助では危ういとも言われています。土砂災害が起きた南木曾町においては、先人の知恵に学び、山から変なにおいがする、木の根っこがぷちぷちと切れる音がすることに気づいた町民は、いち早く避難をしております。町民の防災意識の向上や自助の力を強くするためにも、ぜひともHUGの活用を十分に行つていただきたいと思ひますので、よろしく願ひいたします。

次に、町民会館のトイレの件なんですけれども、今回新たに27年度施工に向けて取り組んでいくということで、大変ありがたい言葉をいただいたんですけれども、多目的のところにはベビーシートやらベビーチェアなども設置していく予定で考えていらつしゃるとのこと、大変感謝いたします。

私も18年前に熊野町に嫁いできて、子供が生まれた際には、町外から嫁いできた方々は子供の友達をつくるためや自分自身の友達をつくるために、町民会館で開催されている親子講座に多数参加をしておられます。その際、町民会館のトイレ内にベビーシートが設置されていないので、おむつがえをするときにはロビーのソファで行つておりました。現在もそれは変わつておりません。人が行き交う中でおむつがえをするというのは、非常に心苦しいし、また町外からお見えになつた方から見ると、非常に残念な気がしてならないのですが、今まで講堂の改修など、さまざまな事業をされることにより、ちょっと後回しにされてたというか、できなかったという今事情をお聞きしましたが、ぜひとも早く設置していただきたいと思ひます。

町民会館は乳幼児の予防接種など、さまざま乳幼児をつれて来館される方が多数いらつしゃいますので、ベビーシートとベビーチェアはぜひともやつていただきたいと思ひます。

また、洋式トイレに関しても、講堂横のトイレをしていただいたのですけれども、講堂横というのは、行事がないときには常にシャッターが閉まっておりますので使用できません。やはり玄関ロビーのところに設置してあるトイレの中に洋式トイレをふやしていただきたいと思います。町民会館2階については、女性トイレは全て和式となっております。高齢の方は足腰が弱く、洋式トイレがないと非常に使用しづらいという声も多数伺っておりますので、これもぜひとも進めていただきたいと思います。その点については27年度に施工という予定になっているということでしたが、安心してよろしいのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤森教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（藤森） 事業予算につきましてはこれからつくっていくという状況でございます。したがって、今後、どのような工事、またはいろんな施設改修等もあらわれるということがございますので、今の時点でこういう予算がつきますというのは確約できないところでございます。そういう意味から、現時点で特にベビーシート等というようなものを優先して進めてまいりたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（沖田） ぜひともよろしくお願いいたします。

定住促進事業を促進しているにもかかわらず、子育てのしやすい町ということをおうたわれておりますが、おむつがえシートもないようでは大変残念に思いますので、早急に進めていただきたいと思います。

では、次に町内小・中学校へのICT整備についてなんですけれども、平成20年度、文科省において国の補助事業を利用され、府中町においては電子黒板を町内の小・中学校に整備しておられますが、平成20年以降、国の補助事業を活用して熊野町ではどういった事業に取り組まれているのか答えていただきたいのですが。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 三村教育部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部次長（三村） 熊野町におきましては平成21年度でございます。町立小・中学校及び公民館、地デジ対応型テレビ購入事業といたしまして、町内の小・中学校及び公民館に42型テレビを94台、50型テレビを6台、テレビ台を37台整備しております。

また、同年度に町立小・中学校情報通信技術環境整備事業といたしまして、小・中学校6校にタワー型のサーバーを6台、パソコンルーム用のデスクトップパソコンを166台、教員用のノート型パソコンを124台整備しております。

また、同じく町立小・中学校コンピューター周辺機器及び視聴覚機器購入事業といたしまして、プロジェクターを18台、携帯用スクリーンを18台、書画カメラを18台、スキャナーを6台、デジタルカメラを36台、デジタルビデオカメラを6台、プリンター20台を整備いたしております。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○1番（沖田） 今の事業に関して、どのような効果が得られたのかお答えいただきたいのですが。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 三村教育部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部次長（三村） 本事業におきまして、子供たちの興味、関心、意欲、理解度の向上ということで、黒板へのばんしょうのほか、教科書、参考書、紙の学習ドリル等を使用しておりますが、それに加えてICTの利活用を行うことで、視覚効果、動画ですとか、画像の表示、また聴覚効果ということで、サウンドとかいうことで、情報量とか表現の手法が拡大するということで、子供たちの興味、関心、意欲、理解度の向上につながっております。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○1番（沖田） テレビを授業に活用することについてなんですけれども、これは私が府中町でお聞きしたことなのですが、余り現在テレビを使うことはないということをお伺いしたのですが、その点についてはいかがですか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 三村教育部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部次長（三村） 熊野町の特徴といたしまして、各教室にデジタルテレビがあるということで、府中町は各教室には未整備なんですけれども、42型と少し小さいものではございますが、教員の身近にあるということで、デジタル教材や教員がパソコンで作成したものとか、写真とかを使う授業が比較的時間をかけなくてもできる環境にあるということで、熊野町の教員はそこらあたりを活用した授業を比較的多くやってくれているというふうに考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○1番（沖田） 私たちが小学生のころには、NHKのテレビ番組で理科の視聴を行うというようなことがありました。現在、そういうことはないということでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 三村教育部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部次長（三村） NHKのEテレの番組というのは非常に時間が15分とか20分とかございますので、それをそのまま授業で見せるということは少のうございます。ただ、その中の一部分とか、また写真とか、そういったものを再整理いたしまして、教材として活用する、もしくはデジタル教科書等もできてきておりますので、その中の教材を使うということはしております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 沖田議員。



〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○1番（沖田） 主にこの電子黒板で利用されている授業というのは、社会科や理科の授業が多いということなんですけれども、理科の授業の中では教材や資料や映像を見せたり、顕微鏡で見えるものを写し出したりするときにも利用されております。タブレット端末と同時に使うことにより、タブレット端末で撮影された画像がそのまま電子黒板に投影され、教師がたくさんの映像の中から一つをズームアップすることができたりするというので、かなり理科の授業では効果を上げているということなんです。一時期、子供たちの理科離れが騒がれたことがありますけれども、学習意欲を高めるためにも、非常に有効だと思われまますので、効果を考えて将来的には検討をお願いしたいと思っております。

また、体育の授業ではオリンピック選手の走り方を電子黒板に映しながら授業を行っているところもあり、教員の使い方次第では活用の幅がさらに広がるということ。先ほど藤森部長からもありましたように、利用できる教員が少ないという課題もありますので、教員の技術力の向上ということも重要な課題になってくるとは思いますが、将来的にはぜひとも検討していただきたいと思っております。

熊野町においては、低学年書道の実施など、他町にはない特殊な取り組みをすることにより、子供たちが落ちついて授業に臨めるなど、日本人の文化を大切にした授業を展開されております。日本人の誇り、熊野人としての誇りということを教育長がよく言われますけれども、それを基本にしつつ、やはり将来的には世界で活躍できるグローバルな人材を育てるためにも、ぜひとも電子黒板やタブレットを整備していただきたいと思っておりますので、将来的で構いませんので、高価なものであるということは重々承知しておりますので、今後、視野に入れて御検討していただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 以上で、沖田議員の質問を終わります。

続いて、6番、大瀬戸議員の発言を許します。

大瀬戸議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○6番（大瀬戸） 私は2点の質問をします。わかりやすい答弁を期待しております。

まず一つ目、SOSネットワークの状況についてお尋ねします。

高齢化が進む中、認知症にかかるお年寄りもふえつつあると聞いております。認知症

患者の御家族の負担は相当大きく、日々の生活に大きな影響を与えているようです。さらに、認知症による徘徊もその実体はつかみ切れていないものの、ある日突然、行方不明となって、家族が必死で探しても見つからないというような例は少なくないようです。最悪の場合、死に至ることもあり、長く捜索する家族の疲労も限界に達することがしばしばあります。熊野町でもこの徘徊で行方がわからなくなったときに備えて、町全体で探す仕組みの熊野町徘徊認知症高齢者等SOSネットワーク事業なるものが設置されております。熊野町でのこのネットワークの現状と課題や問題点を質問いたします。

次に、出来庭地区生活道路の整備についてお尋ねいたします。

出来庭のファミリーマートから川角交差点までは四十数年前まではバス通りでした。現在の県道ができるまでのメインストリートで、今でも交通量が多く、通学路でもあり、重要な生活道路です。道路幅員や歩道はバス通り時代とほとんど変わらず、県道以外では比較的広い道といえます。ただ、この広さゆえに車両は高速で走り、通学、通勤の自転車も同じ車線を通るため、危険は常につきまといます。歩道はあるにはあっても、実質的には使い勝手が悪く、機能していない状況です。この出来庭川角線を一体的に整備し直して、より安全で便利な生活道路となるよう、計画に着手するよう求めます。また、そのほかの町道の整備状況もあわせて質問いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 大瀬戸議員の二つの御質問のうち、1番目の「SOSネットワークの状況」の御質問は私から、2番目の「出来庭地区生活道路の整備」についての御質問は建設部長から答弁をさせます。

超高齢社会を迎える中、厚生労働省から認知症施策推進5カ年計画、いわゆるオレンジプランが示されるなど、認知症施策は喫緊の課題とされております。そうした中、認知症高齢者の徘徊による行方不明については、保護されても捜索側の情報と一致せず、長期間施設などで生活していた事例など、全国的に社会問題になっております。熊野町でも、毎年、数件の行方不明者が発生しており、いまだに発見されていない事例もあります。いずれにしましても、家族の負担は大きなものがあり、地域で支える仕組みとして、平成23年2月に、認知症高齢者徘徊SOSネットワークの運用を開始いたしました。

た。

なお、詳細については民生部長から答弁をさせます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 大瀬戸議員の「SOSネットワークの状況」の詳細についてお答え  
します。

平成23年2月に運用を開始した認知症高齢者徘徊SOSネットワークは、事前に認知症高齢者の顔写真や特徴などの情報を登録し、行方不明が発生した場合、登録した情報を用い、協力機関と連携し早期発見につなげようというもので、現在28人が登録しています。登録情報を用いて早期発見につなげた事例もありますが、事前に登録されていないため、写真の手配や情報の集約に時間がかかったという事例もございます。また、地域で支えるためには、認知症高齢者の状況を地域の住民が知った上で、日ごろから適切な対応をすることが必要ですが、個人情報取り扱いなどの課題もございます。

今後、ますますふえる認知症高齢者の支援については、地域全体で支えることが重要で、引き続き住民への認知症に対する正しい知識の普及や、徘徊SOSネットワーク制度の周知、関係機関との連携に努めたいと考えております。

なお、平成25年6月から、障害者の行方不明事例も考えられることから、知的障害者と精神障害者を対象に加えております。また、行方不明者が所在市町以外で発見されることもあり、海田警察署と安芸区、安芸郡4町で検討を進め、平成25年12月から、市町連携ネットワークが開始されております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 大瀬戸議員の「出来庭地区生活道路の整備について」の御質問にお  
答えいたします。

町道出来中溝線は、川角交差点から出来庭及び中溝地区を結ぶ主要幹線道路と位置づ  
けておりまして、昨年度は舗装の損傷が進行していた2カ所、計450メートルの区間

について舗装修繕工事を実施し、安全な走行性の確保を図っているところでございます。しかしながら、議員御指摘のとおり、この間の歩道はガードレールが設置してあるものの、狭小で平坦性にも欠けるなど、小・中学生の通学路としては危険な状態となっています。そのため、寺堤池西側から熊野北農道入り口までの区間においては、今年度中に寺堤池西側の国有地を歩道及びたまり場として整備するとともに、町道大畝線を町道出来中溝線にかわる安全な通学路として、整備を計画しております。

また、出来庭老人集会所に出入りする車両と町道を通行する自転車等の安全性を高めるため、現在、集会所の門柱を移設し、車道側にスペースを設ける工事を実施しております。さらに、熊野橋につきましては、橋梁長寿命化計画に基づき補修設計業務を実施しており、その結果によりましては補修工事を実施して、適切な維持管理に努めてまいります。

ただ、この区間全体の歩道整備につきましては膨大な事業費が伴いますので、地元の御理解をいただきながら部分改良を含めて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（大瀬戸） ありがとうございます。

まず、SOSネットワークにつきましてですが、登録者28人というふうに伺いましたが、私は最近のデータを知らないんですが、平成21年のデータを見ますと、町内の認知症高齢者数は456人というふうに出ております。一番最近のデータを教えてくださいたいと思いますが。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 加島福祉課長。

~~~~~○~~~~~

○福祉課長（加島） 平成26年3月末時点での、これは正確な数字ではございません、介護認定を受けられた方の意見書等から拾い出したものになりますが、642人です。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~  
○6番（大瀬戸） 5年でかなり200人程度ふえているということなんですが、どちらにしてもこれは今後ふえていく数字ではないかと思いを。

ただ、認知症というのを判定するのもなかなか難しいのかもしれませんが、いずれにしても高齢化社会ではこれからずっとつきまとう問題だと思うんですね。その642人の認知症がおられて登録者がわずかに28人ということで、ほとんど1割にも満たない数の登録者しかいないということで、これはどういったことだと思われておりますか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（馬上） 加島福祉課長。

~~~~~○~~~~~  
○福祉課長（加島） 642人のうち在宅の方ばかりではございません。これは施設に入られた方もおいでになります、特別養護老人ホーム。そういう方は特に徘徊のおそれがございます。それと、あとは全く寝たきりの方の中でも認知症の方もおいでになりますので、確かに28名の数字は低いです。やはり課題といたしましては、まだまだ制度の周知が足りない。中には御家族さんが制度を御存じでも、やはり他人に知られたくないという、まだ住民の偏見というか、そういうものの課題等もございます。そのあたりは今後は周知徹底をしていかなければいけないと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（馬上） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~  
○6番（大瀬戸） そのとおりですね。家族を含め、町民誰も、実は私も最近まで知らなかった制度ですし、ほとんど関係者の人しか知らないようなことだと思うんです。それにしても余りにも低過ぎるということと。

それから施設に入っている人が徘徊をしにくいということはないと思うんですよ。施設から出て徘徊で亡くなった方も全国的にはたくさんおられます。ですから、やはり管理していくわけにはいきませんので、徘徊はあるものという前提でやっていかなきゃならないと思うんですが、少なくとも実施要領では、ちょっと矛盾があるんですけど、登録者の場合に動く、簡単に言うと。でもそれは第4条で、利用者は登録者とあるん

ですけど、5条の3では未登録者も同様とあって、結局未登録でも登録者でもやるんだ  
というようなことだと思うんですが。結局未登録者もしなきゃならないわけですから、  
どっちにしても困った人が出てくるわけですから、それはもう今の段階で積極的に登録  
しなさいと、してくださいと、いろいろ事情はあるでしょうけれども、実はそういう隠  
したいという心情もあるでしょうし、家族もできれば痴ほうと認めたくないとかいろい  
ろなことはあるんでしょうが、そここのところはやはり理解していただいて、町のほうが  
積極的に把握して行って、それで行方不明者や死者を救うことができるんじゃないかと  
思って、この制度はそここのところをもう少し力を入れないと、制度そのものが成り立た  
んんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 加島福祉課長。

~~~~~○~~~~~

○福祉課長（加島） 議員さんおっしゃるとおりでございます。今、制度の周知といたし  
ましてホームページ、あとは出前講座、あと介護事業所等への徹底、民生委員さん等、  
いわゆる関係機関には周知徹底をしておりますが、住民に幅広くというところではホー  
ムページ、広報等に限られております。あとは地域の出前講座も今積極的に出ておりま  
すので、その中でもこの徘徊SOSネットワークの周知については、説明を引き続き行  
っていきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（大瀬戸） よろしく申し上げます。

どこだったかな、群馬の沼田だったかどこだったかでは、安心して徘徊できる町を目  
指すんだというふうなうたってる町もありますので、参考にしてみてください。要する  
に徘徊をさせないように閉じ込めるとか、縛って動けなくさせるということではなくて、  
徘徊はあるものと前提としていろいろ考えていくんだという姿勢のようですので、非常  
にいいんじゃないかと。これからは家族の方も24時間見張ってるわけにはいきません  
し、ちょっとした、5分ちょっと目を離した間にいなくなったという事例もたくさんあ  
るようですから、そこら辺はしっかり調べてみていただいて、このせつかくいい制度を

活用して、すぐ、いなくなったといったらその日のうちに見つかるように、そうでない  
とこの意味がありませんので、お願いいたします。

結局、SOSネットワークを立ち上げたはいいいけれども、ほとんど機能してないとい  
う市町村もかなりあると聞いておりますので、そのようにならないように、本当に向け  
声倒れにならないように、これから充実させていってほしいと思うんですが。

その中の一つの方法として、訓練とかあるようですね。実際にダミーの痴ほう患者を  
出して、保護するまでを実際にやってみるといようなこともやってるようです。そう  
いったことも一つあるでしょうから、一つそういったことも含めて、もう一回ちょっと  
力を入れてほしいなと思っております。

聞いてみたいのは、これについて強制力といいましょうか、いわゆる家族の方が拒む  
場合。拒むというか、いなくなっても言わない場合、そういったときにある程度わかっ  
たときに、ある程度強引に個人情報流すというところについては、どのように考えて  
おりますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 強制力ということですが、これはあくまで行方不明になられた方を  
すぐに捜索できるように、関係機関との連携をとるというものです。そういった意味で  
未登録の方であっても、連絡があれば町のほうで関係機関のほうへ全部連絡して、また  
町のほうでも探しに出たりとかいようなこともしております。

それから、強制力という面では、家族の方からちょっといなくなったんだという連絡  
がある場合、まず町内放送するということについても、やはり家族の同意等も必要にな  
ってまいります。まずは一報が入った場合には家族とすぐに話して、状況を聞いて、町  
内放送をしましょうというような促し方とかいう形で対応してまいりたいというふう  
に考えております。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（大瀬戸） せっかくあるこういうネットワークですので、有効活用して、恐らく  
もっともっと徘徊による行方不明というのはふえてくると思いますので、命を救うとい

う面でも、もう少し充実をするようにしていただきたいということで、そのためにはやっぱり関係者じゃない、痴ほう者がいない家族、全く無関係の、例えば我々のように一般の町民の人が、例えば徘徊している痴ほうの方と出会ったときの対応とか、実は私も実際に痴ほう老人とお話をしたときに、訳がわからなくて結局怒らせてしまったことが過去にあります。それは痴ほうだと思ってないわけですから、何を言っとんかな、このおばあさんはというようなことだったんですが、あとで思えば痴ほうだったんです。そういうことも、そのときにある程度心の準備があれば対応できたと思うんですが、そういうことがほとんどの町民の方は御存じないし、理解もされていないと思うので、そういう意味での啓発といいたいでしょうか、そういうのもあわせてしていかなきゃならんかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、認知症サポーターというのがありますが、これの制度と役目を教えていただきたい。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 加島福祉課長。

~~~~~○~~~~~

○福祉課長（加島） 認知症サポーターというのは、認知症について正しく理解をしていただいて、適切な対応を学んでいただくという研修会を、いろんな場所を通じて行っております。1時間から1時間半程度、以前は講義形式をとっておりましたが、最近では寸劇等も交えて、よい対応の仕方、悪い対応の仕方という格好で、講師役などが、キャラバンメイトと申しまして、県の研修を受けた者になりますが、そのキャラバンメイトさんたちを活用しながら、サポーター養成講座をいろんな場所で行っております。

平成20年から行っておりますけど、今現在で養成者数が1,108名いらっしゃいます。大体一般募集をかけますとか、あとは地域のサロンから要請を受けたりとか、そこに行ったりとか、あと金融機関、銀行さん、特に認知症の方とかかわりの多い金融機関ですとか、あと坊主山商店街さん、最近、去年、ことしとかけまして中学校の学生さん、生徒さんに、中学校のほうにお願いをいたしまして、授業の一環としてサポーター養成講座を行っております。

そういうことで、サポーター養成講座は、今言われたような適切な対応を学ぶために住民の方に広く知っていただくという一つの研修の機会であると思われまますので、このサポーター養成講座も、こういうことがあること自体を知らない住民さんもまだまだ多



いと思われまますので、こういうことをしてまますということも幅広く周知をしていかなければいけないと思っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（大瀬戸） わかりました。

もう一つ、そのサポーターについて、具体的にはサポーターの人は何をするんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 加島福祉課長。

~~~~~○~~~~~

○福祉課長（加島） サポーターになったからといって、特段何かをしなければいけないという強制的なものではございません。正しく理解をしたということで、その証として、私もつけておりますが、オレンジリングというものをお配りしております。認知症について正しい知識を持っていただいて、正しく対応していただくことを研修していただくということです。

中にサポーターになられて、あとフォローアップ研修等のことも、登録者に限ってですが、フォローアップ研修をしております。その方たちにはいずれは認知症の方たちに対するボランティア的なものにも移行していきたいというふうに、今考えているところでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（大瀬戸） それでは、続きまして、町道のことですが、確かにこの長い一体を整備するには相当な時間とお金がかかると、これはよくわかります。ただ、住民の人からも、私も実際よく、ほぼ毎日のように通るところですが、熊野町の北西側の人たちがほとんど使う道だと思います。地区でいうと川角から出来庭、城之堀、新宮、初神の方も通る場合も多いと思います。なじみのある道ですし、県道を回るほどでもないとかいうようなことで、生活道路ももちろんですし、通過としても使っておられるようです。それ

もほとんど車両です、自動車ですが、実はここは先ほどもあったように通学路でもあります。先ほど寺堤池から北部農道入り口までに整備というのは聞きました。これは前回、たしか民法議員からの質問の答えでもあったと思って理解しております。これは大いにやっていただきたいし、実際動いているということでもいいんですが、それはあくまでも中学生だけなんです。高校生以上の通勤や通学の方々も随分自転車で通行している方は多いです。それで、歩行者と自転車と一般車両がせめぎ合っているという段階で、ひやっとしたことも何度も私自身もありますし、よく聞きます。

これについて、やっぱり何が一番いい手かというとなかなかないと思うんですが、一つには今のガードレールが今ずっとあるんですけども、ガードレールの内側に側溝を利用した歩道のようなものがあります。これは恐らく昔バス路線だったからバスが通るから危ないからということでしたのではないかと思われるんですが、この歩道が全く機能していなくて、狭いところでは内のりが570ミリぐらいのところもあるし、そこに植生がかぶさったり、草が生えたりで、ほとんどそこは歩かずに、わざわざ車道を歩いているぐらいの状態ということで、むしろ邪魔になってるのが現状であります。

もちろんすぐに整備するということではないにしても、こここのところは計画として一体的に川角から中溝の通りまで、中溝は割と整備されていると思うんですけども、復員を広げることは不可能に近いと思うんですが、今ある歩道も含めた幅員を有効利用して、あのガードレールを撤去して、路肩という形でいったほうが、フレキシブルに使うほうが私は安全で、より便利になるのではないかというふうに考えるんです。

それともう一つは、今度反対側の路肩が曖昧なところが多くて、ちょっと脱輪するとずり落ちてしまいそうなどころも何カ所かありますので、そこらあたりの路肩をはっきりさせることと、要するに両サイドをはっきりさせて、ラインとかあるいは車線はアスファルト、歩道部分はコンクリートというふうに、目に見てわかるように表示することだけで、フラットにすることで自転車も歩行者も歩道側を歩くこともできるし、抜くときには車道に少しはみ出るというようなことが自由にできていくんじゃないかと思うんですが、こういったことも一つの、これは具体的にこうしろということではありませんが、これはいかがでしょうかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 今、議員御指摘のとおり、すごく名案だと思います。路肩をはっきりして、平坦性の悪い歩道を、全然使用不可能に近い歩道をとってやって、もうシンプルに白線で分けてやると。路肩を両側をきっちりはっきりさせるということで、かなり安全性が保てると思います。

今後、こういうことも踏まえまして、今の道路の幅を広げることなく、有効利用をしながら安全を図っていくという課題に向けていろいろな方法を考えまして、一部ずつでもいいからやっていくという方針でやってまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~  
○議長（馬上） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~  
○6番（大瀬戸） もちろんかなりのお金がかかることですから、すぐにさっとできませんし、もちろん町内にはあらゆる道があって、いろんなところを直さなきゃならないところもたくさんあるので、優先順位ということもありましょう。ただ、ここの道を計画的に、やっぱり安全向上を計画的に進めていってほしいなという気持ちがあります。

そして、また雑草なんかが生えますと、その分だけ幅員が狭くなります。きのうでしたか、おとといでしたか、きれいになってる部分もありまして一安心したところですが、やはりそういったようなすぐに対応できることもありますので、そういったことで町内どの道も一緒ですが、特にそういう重要な道に関しては、そういった細かい心配りをしていただければと思います。

先ほど話が出ましたけれども、熊野橋がその中にあります。かなり骨とう品のような橋でありますし、昔からある橋ですが、これの耐久性は、実際は今はまだ検査していないんでしょうか、したんでしょうか。それをお聞きします。

~~~~~○~~~~~  
○議長（馬上） 民法建設部次長。

~~~~~○~~~~~  
○建設部次長（民法） 今年度、橋梁点検というのを実施しております。この橋梁点検は昨年度、町内の全ての橋、118橋を検査いたしまして、その中でちょっと耐久性に問題がある、ちょっと損傷が激しいというところをやっております。その関係で、今回、3橋ずつ、今6橋ほど点検しておるんですが、その中に熊野橋が入っております、今

調査をしております。この調査結果が出ましたら、それに応じてまた補修をしていきたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（大瀬戸） 安全であることにこしたことはありません。お金もかかることですが、緻密にやって続けていただければと思います。

この交通量に関してですけど、交通量は町内全域ですけども、常に定期的にチェックをして、この道はどのぐらい、この道はどのぐらいというふうにやっているのかどうかをお聞きします。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 民法建設部次長。

~~~~~○~~~~~

○建設部次長（民法） 県道のあたりでは定期的に、1年に1回ほどはかって、県道3カ所ぐらいでしょうか、しておりますけれども、こちら町道のほうは、残念ながらしておりません。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（大瀬戸） できれば車両がどのぐらいで、自転車がどのぐらいでというのをたまには、年に1回とは言いませんので、調べてもらってどのぐらいの頻度かというのを把握していただければと思います。

今の出来庭から川角の件ですが、差し当たって町道の整備の計画があったら教えていただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 民法建設部次長。

~~~~~○~~~~~

○建設部次長（民法） 今年度、測量設計している箇所が2カ所ございまして、1カ所は

大瀬戸医院からゆうあいホームまでの箇所で狭い箇所がちょっとございますので、1軒家屋がございませけれども、そちらのほうに調査をお願いしまして、一応了解を得られておりますので、測量設計しまして、その成果を見て今後用地交渉をしていきたいと思ひます。

もう1カ所は、セレモ館から石風呂池へ出る藪太央線でございますが、こちらは石風呂池へ出る箇所が離合ができないということで、こちらのほうを拡幅予定ということで、今測量設計に入っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（大瀬戸） わかりました。道路の事業というのはたちごっこで、広げても広げても切りがないのはよくわかりますが、極力町民の生活に障害のないように、そして安全確保できますように努力していただきたいと思ひます。

質問はこれで終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で、大瀬戸議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は13時30分から始めます。

（休憩 11時52分）

（再開 13時30分）

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、7番、藤本議員の発言を許します。

藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） 7番、藤本でございます。

さて、今年の夏は例年より雨が多く、思いのほか過ごしやすくと感じてたやさきに、8月20日の集中豪雨により、広島市の一部で大きな災害が起こり、死者・行方不明者も72、けさ73になったんですかね、また多くの方が避難生活を送られています。本

来、私は今回は質問のほうを休憩させていただいて、もうちょっと違う問題を研究しておりましたが、この事故が起きた折に、ハザードマップをホームページから見ました折に、うんと思うことがあったので、これはやはり町民の安全・安心を守るためには今回やはりもう一度、一般質問をするべきだろうなと思いました。

ところが、沖田議員を初め、時光議員、民法議員、山野議員、皆さんがこの問題に触れられてるので、せっかくこれごっつい資料をつくったんですけど、ちょっと同じようなところは重複しないようにさせていただきたいと思いますので、ちょっと取りとめもない質問になるかもわかりませんが、一つよろしく願いいたします。

そこで今回の一般質問では、熊野町でも起こり得る災害を想定した質問を行います。

それでは、通告書に従いまして始めさせていただきます。町民の安全・安心についてと題して、8月20日の深夜から早朝にかけて、広島市内にて発生した土石流災害から、ぜひとも熊野町でも熊野町総合ハザードマップを生かした調査研究を行うように要望する、以上でございますが、以後は、執行部からの答弁を踏まえながら質疑応答を質問席よりさせていただきます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 藤本議員の「町民の安全・安心について」の御質問にお答えいたします。

土砂災害警戒区域の指定については、平成11年の広島豪雨災害を契機として、平成12年5月8日に公布されました、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法に基づき、県が指定するものでございます。この法律において、国土交通省は土砂災害防止対策基本指針を作成することとなっており、この指針に基づき、都道府県が区域の指定や土砂災害防止対策などに必要となる基礎調査を実施することとなっております。

なお、詳細につきましては建設部長から答弁をさせます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 藤本議員の「町民の安全・安心について」の詳細についてお答えします。

土砂災害防止対策基本指針に基づく基礎調査の結果は、関係のある市町の長に通知され、県は土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンと、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに指定することができるようになっております。

土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合には、住民の生命または身体に危害が生ずる恐れがあると認められる区域であり、この指定がされた場合は、町は防災計画に、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報または警報の発令及び伝達、避難、救助など、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めることとされております。

土砂災害特別警戒区域は、警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域を指定するものであり、この地区においては、住宅宅地の分譲や高齢者等、特に防災上の配慮を要する方々が利用する施設などの建設に当たり、県の許可制となり、また居室を有する建築物の構造が規制され、さらには危害が生ずるおそれが大きいと認められる場合については、移転勧告などの措置ができることとなっております。

本町の指定状況につきましては、現在、県へ要望しておりますが、基礎調査が未実施であることから、指定はされていない状況でございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） おっしゃられるそのとおりで、町長もおっしゃいましたし、部長からもそういうふうなお話ですが、まず熊野町総合ハザードマップをネットのほうから見まして、書いてあることで、平常時の災害に対する心構えから、災害発生時の避難方法、危険箇所などを詳しく記載しています。御家族や地域でこのマップを活用し、災害対策を進めていただけますよう御協力をお願いいたしますと、このように一応ホームページ上でもそういうふうなことが書かれてますが、非常に簡潔明瞭なあらわし方であって、ハ

ザードマップにあるように災害対策を各家庭で進めていただき、御自分の生命財産は自己責任においてお守りくださいねということだろうと思うんですけど、どうもそれだけでは、家族でどうするかというのを相談する材料がないような気がするんですね。

ほかのページに行けばあるような気がしたんですけど、あっさりハザードマップの中に、例えば何かをちゃんとこういう用意をしといたらいいよとか、そういうものまでも入れておって、とりあえずハザードマップがあればどういうふうな形で物を持って出たらいいとか、どういうふうに避難したらいいとかいうのがわかるような気がするんですよ。そういう意味では、今この地図を見るだけでは、その文言だけを見ても何を指導していただけるのかな、また町民にどういうお話をしていただけるんかというのが見えてこないような気がするんですけど、そういうことに関しては、今回の件があったからこんなことを言ってるわけですから、これはこれから皆様方といろいろ協議しながら進めていかにゃいけんわけですが、今のそういう私の意見に対してはどんなお考えというか、どんなふうになってますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 岩田総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（岩田） ハザードマップは今おっしゃられたとおりのものが記載してございます。非常時の便利な持ち出し品というのは、一応ハザードマップには出ているかと思えます。それ以外にも、もっと買いそろえるといいものというような広報は、別冊でやったことがありますので、そういったものはまだ情報として十分でないかもしれません。

また、例えば今言いましたように避難所だけしか実は記載がしてなくて、避難場所が書いてないとか、福祉避難所の記載がまた書いてないというので、特別警報等についてもまだ、これをつくった後になったということもあるんですけど、そういうふうにまだ記載をもっとすればいい、充実すればいいという事項は、多少は自分たちも把握しておるつもりでございます。

今すぐにこれをつくりかえるのがいいのか、いろいろ県なんかの警戒区域の調査がどうなるのかを見守りながらやるのがいいのかというのは、ちょっとこれから考えてみたいと思います。

また、全戸配布しておるのですがなくされた方等のためにも、また新しく転入する方

もいらっしゃるでしょうから、若干在庫はありますので、そこら辺の活用を考えていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） 今のハザードマップですけど、平成23年、これが地図の横に書いてますけど、この23年というのは今から3年前のことですけど、それって作り直される以前と、23年に作り直されましたが、それ以前につくったものとは全く一緒なんですか、それとも何か変わってるんですか。そこをちょっと教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 岩田総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（岩田） 申しわけございません。平成23年以前にハザードマップが町のほうで作成されてるといのは確認はいたしておりません。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） では、今の23年が最新で、過去はなかったというふうに考えとってもいいですね。今無事で行ってるのですが、そこはそれで結構かと思えますけど。

先ほど沖田議員のときにも町長がお答えになったような気がするんですけど、このマップの中には土砂災害防止法に基づく警戒区域、特別警戒区域の指定箇所が見えないのは、先ほどのお話で、町長もおっしゃいましたように、県の指定がまだおくれてるからというふうに理解します、してよろしいかと思えます。

ただ、その中で今せっかく調査を町の方々が直接お歩きになられて、危険箇所があるかないかを調査されるということなんですけど、これはどのような活用を、県とか国とかの指定とかいろんなことがあるでしょうけど、究極的には熊野町としてただ単に調べるというわけでもないでしょうから、究極どういう形まで持っていくつもの調査になるのでしょうか。

～～～○～～

○議長（馬上） 森本建設部長。

～～～○～～

○建設部長（森本） 先ほど町長が申されましたとおり、今ハザードマップというのは何の法的根拠もなく、指定とかなんとかっていうものではございません。ただ、議員が言われたように、平成23年度につくったものでございます。ハザードマップには我々熊野町が今まで行ってきた砂防事業、林務事業の堰堤もまだ入ってございません。これを機に、今後また土砂災害警戒区域とは別にハザードマップを見直して、今の地図上だけでなく、現場を歩いて行って、その状況を見て、現場がどういう状況にあるか、また家の張りつきぐあいはどうかというのを調べまして、今後の町の防災行政に役立てるものということでございますので、今言われた警戒区域等のものとは全く違うというふうにお考えいただいて結構かと思ます。

以上でございます。

～～～○～～

○議長（馬上） 藤本議員。

～～～○～～

○7番（藤本） この件を調べていくに当たり、やはり県とか国とかのお力がないとなかなか前に進めないということは十分理解したので、この場でそんなことを追求しても無駄なのかなと思わんこともなかったんですが、せっかくじゃないけど、広島市でそういうことがあったわけですから、このことに関してはもう一度いろんなところから洗い直す必要があると思ます。

その中でも、例えば防災訓練は結構やっているかと思いますが、火事が中心とか、そういうところになってますが、このような土石流というか、そういう被害を想定した訓練が、訓練というか対策がとられてないような気がするんですよ。そういうところのシミュレーションというのは、今回の災害が起こった後、お考えいただけてるんでしょうか、どうでしょうか。

～～～○～～

○議長（馬上） 岩田総務部次長。

～～～○～～

○総務部次長（岩田） 実は本年度は町のほうもこの災害があったからではなくて、当初

から訓練を実施する年に位置づけております。先ほど答弁がありましたように、昨年、一昨年とちょっと行事がありましたので、ことしは訓練の年ということで、今までに実は災害対策本部を設置したり運営したりする訓練、これは県も来ていただいたんですが、それから職員の集まる訓練、これも実施いたしました。今後については、避難訓練、それからその際に避難所を開設する訓練、それから沖田議員が言われました運営に関しては避難所運営ゲームを職員がやると、それと研修につきましては、管理職を対象としたものですけれども、危機管理研修というのを計画しております。

今回の災害が起きたからその何かをシミュレーションするということではなくて、当初からこういう計画で訓練を計画しておりましたので、この訓練をする今から計画を実現していくものも三つ、四つありますので、その過程の中で、今回の災害から明らかになるものが入り入れられて訓練できるかどうかというのは、ちょっと研究したいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） 今のハザードマップの中で皇帝ハイツが、危険区域じゃないけど、土石流というところで指定がされてるんですね。我が家がど真ん中なんですけど、そのまま皇帝ハイツを正面から見ていただいたら、右側の半分ぐらいがその区域に指定されてます。それで熊高のほうへ向いて流れるようになってます。

実際に、防災の訓練をするに当たって、そういう地図を見ていただいて、その地図の中で、例えば皇帝ハイツの半分の人、ここにあります町内防災行政無線ですか、それが鳴ったら全員家から一度出てくださとか、一度第四小学校へ行ってくださとか、そういうそれぞれに危険であるという色分けをされたところを中心にやるのが、あなたたちの住んでいるところはちょっと危険ですよということが明らかに周知できるんじゃないかなと思うわけですよ。そこらあたりはどういうふうにお考えになりますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 岩田総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（岩田） 実はまだ熊野町は避難勧告とかそういったものを出したことが未経験でございます。ですから、確かなことが言えるわけではないのですが、一般的に考

えますと、まず一定の例えば雨量であるとか、そういったものが高まった段階で、町内一斉にそういう危険箇所がある方や山の近くの方とか、川のへりの方は避難してくださいというふうに出すのが今までの想定でございました。

ただ、今議員おっしゃるように、熊野町も細長い地形ですし、全域が一度に同じ雨じゃなくて、局所的に降るといような今回特徴もあるようでございます。そういう面であれば、ある特定の地区とか、段階を追って出すというのは考えなければいけないことなのかもしれません。

ただ、その辺のところは私どもはある一定の、町長も申し上げましたが、基準に達した時点で早目に皆さん避難してくださいというのは、全町的に最初は考えておりました。今の件は今後の課題というふうに考えています。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） ちょっとおっしゃるところが若干違うかなと思うんですが、私が言うのは防災訓練をされるのであれば、地域を分けて、日にちが違ってもいいから、地域を分けてもいいから、実質に皇帝ハイツの右側の方はこういうサイレンが鳴ったとき、例えばですね、きょうは訓練の日だからこういうのが出たときはみんな出てから、例えば第四小学校に行ってくださいねとか、ふだんから用意しているものを持って行ってくださいねとか、そういうのを防災訓練として全町でやっても仕方がないと思うので、それぞれの地区で分けてやってみるのも、自分が住んでいるところがひょっとしたら危険なところかもわからないなということが身をもってわかるんじゃないかと、そういうのをやっておくことによって皆様方も、じゃああしたは訓練があるんだから、毛布はビニールに包んでおこうとか、ぬれたものを持っていっても冷たいから、ぬれたものを持っていかないように、毛布はビニールに包んでおこうとか、何かを持っていこうとかいうことが前の日にでもできておれば、そのまま本番ってあっちゃいけないんですけど、万が一のことがあった場合、そういうふうに対応できるんじゃないかなと思うので、そういう訓練方法を分けてみるとか、地域に、実態に合った、全くもって出来庭のこういうところへ何もなくて避難訓練してもしようがないわけで、今の土石流に関連したところを集中的にやってみてはどうでしょうかということですが。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 岩田総務部次長。

~~~~~○~~~~~  
○総務部次長（岩田） ちょっと答弁が不適切だったかもわかりません、申しわけございません。

訓練については、そういう総合防災訓練のような、何というんでしょうか、参加をすることが目的とか、見ていただくことが目的というような訓練ではなくて、今の実態に合った、地域と一緒に実際に何かを想定して訓練をするというのが必要だというふうに思っております。

ことは東部で避難訓練を実施いたします。一度にたくさんできればいいのですが、順次、いろんな地域、また地区訓練をするような、そういうのを取り入れていきたいというふうに思います。

~~~~~○~~~~~  
○議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~  
○7番（藤本） それでは、高齢者、弱者の方に対する手当ですね。先ほどファクスとか電話とかいうことを言ってましたが、実態に即した直接的な手当というのはマニュアルの中にあるのでしょうか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（馬上） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~  
○民生部長（清代） 要支援者については、現在、民生委員さんとかの協力をいただきまして、1回目の調査をしたところです。障害者についても調査いたしました。

実際にその方たちについては、まず把握をするということがまず一つ。それから避難するときどうしても全員を行政のほうで避難を実際に避難所へ連れていくということができないということから、そういう方に対して支援者をまずつけていただくというようなことで取り組んでおります。実際に、避難勧告を出したときに、その方に個別にどう知らせるかというのはまだ検討できておりません。

~~~~~○~~~~~  
○議長（馬上） 藤本議員。

○7番（藤本） とりあえずどなたに手を携えないといけないかという調査は今やったばかりということですよ。それはそれで進めておいていただいて、今回の広島市の事例の中で、やっぱり高齢者の方が結構亡くなられているような気がするんですね。それはやっぱりお年寄りだから動きが遅いとか、大丈夫だろうとかいう、いろんな思いがあらわれるところからそうなったんじゃないかと思うんで、そういうときは、今回みたいに直に100とか、そんな雨が降るということを想定するのは難しいことですが、それを想定してみたら、やっぱりこことこことここには誰々が電話する、こことここには誰々が電話するとか、もちろん職員の方の命もあるわけですから、現場へ出向いてどうのこうのいうのはなかなか難しいと思いますけど、そこらまでのシミュレーションしたマニュアルというのをおつくりいただいているかと思うんですが、なければつくっていただかねばいかんと思いますけど、どうですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 先ほど申しました避難で支援が必要な方、高齢者でいますと実際に300人余りの方がやはりリストに上がっております。実際、登録されてる方というのが、結果支援者が見つからないという部分もありまして、50名ぐらいしかまだ個別プランができておりません。そういった意味でも、電話でのネットワークであったりとか、そういう地域の中でそういった援助等を今後検討していかないと考えております。

法律の改正をしまして、要援護者を地域に出すという部分について、やはり同意等も現時点では必要ということで、そこらあたり、地域の中にそういう情報を出してもいいかという同意を先にするとか、あとは地域での受け皿、連絡網であったり、自主防災組織のような形になるのかどうかというのはちょっとわかりませんが、地域のコミュニティの中でそういった連絡ができるような形ができればというふうに考えております。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） 今回の広島市、広島市いうて出てきて、ほかの市町村でも議員さんから結構突っ込まれて大変かなと思うんですけど、やはりこの問題は明日でも、今日でも来

るやらからないような状況の問題ですので、十分なるシミュレーション、マニュアル、これをつくっておいていただかんかったら、いざいうたときにはどうにも間に合わないなということになります。

現在の備蓄庫、防災倉庫ですか、備蓄庫にあるもの、それから各避難所にある備品、数量、そこらあたり適切かどうかいうのをちょっと聞いてみたいんですけど、教えていただけますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 岩田総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（岩田） まず備蓄のほうを私のほうからお答えさせていただきます。

備蓄に関しましては、御存じのように、24年から5カ年で計画をしていくというふうに申し上げていると思います。現在、2年と半年ぐらい近くたってるんですが、食料品関係に関しましては、在庫も少しあった関係上、計画量に対して整備量が91%、毛布とか間仕切りとかいう、こういういわゆる生活必需品、これについては現在69%ぐらいの整備状況ということになっております。

熊野町では、今年建築をいたしました防災倉庫と、東から第二小学校、東中学校、それから第一小学校、それと第四小学校の計5カ所に均等に分散備蓄をするという形で、今の数量を整えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） 計画量の食料は91%、それから生活必需品は69%。基準のとおっしゃいましたけど、この基準の根拠は何なんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 岩田総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（岩田） 目標量なんですけど、これは広島県におきまして大規模地震ということなんですけど、震度6弱の直下型地震が起きて全町的に壊滅的な被害を受けたという想定で調査をしていただきまして、その中で多数の被害者が、断水とか家屋被害によっ

て起きたという想定で、その中から親類へ行かれる方の避難、それから個人で恐らく備蓄しておられるであろう備蓄量、こういったものが一定の数量を掛けて、熊野町において必要となる生活避難者数がその中で4,950名というふうに示されているんですが、それと非備蓄者に対する備蓄量が定められておりまして、それを各市町に県から通知が来ております。何を幾ら整備しろというふうに、何人分というか、それが根拠でございます。

~~~~~  
○議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~  
○7番（藤本） そうですか。そういう根拠的には間違いないんですかね。そういう上から来た指示で。どうも違うような気がするんですけど。

済みません、手前のことばかりになってしまいますが、例えば皇帝ハイツ、さっき言ったように災害があったとしたら、あのエリアでちょっと地図で数えたら約200世帯です。皇帝ハイツは大体2名ちょっと切ってるんですけど、1世帯で平均的に見て。そうすると400名ぐらいですか。400名の方が第四小学校の体育館へ行ったらとしますよね。万が一、いろんなことを考えてみたら、雨の中、ずぶぬれになりながら第四小に行ったら、ぬれた毛布を持ってかぶるわけにもいかんし、じゃあ最低でも400枚は皇帝ハイツの人には要るんじゃないかなと。じゃあ400枚入ってるんかなとか。

食料に関しては、今回の災害に対してもいろんなところからどんどん次の日を集まってるんですね、現実的に。夜中に何かがあってから避難したとき、腹が減ったかというたらそんなことはまずないですよ。やはり寝るがための用品というのが一番大事のような気がするんです。次の日になったら、本当に日本国はすごいですよ。あっという間にいろんなものが集まります。余るぐらい来ておりますもんね、現実的に。であれば、一晩なり、たちまちは過ごせるような備蓄量になっているのかどうか。それが僕がいう実態に即した備蓄でないかなと。乾パンなんてそんなもの要らないと思うんですよ、たちまちは。要は寝るがためのもの。もちろんトイレもどうなのかなということなんです、トイレも使えるとして考えたら、やっぱり寝るがためのもの、そのものはそういう基準でやられたほうがいいんじゃないかと。

特にそういうハザードマップの中で色分けがされている地区があるわけですから、その住民が、じゃあここは100世帯あって、ほぼ200人おってだから、100世帯



がここに行ったらそれだけのものがあるのかどうか、その程度のことは、恐らく国の指針での基準じゃなくても、我々が相談してもそうよねということになるような気がするんですけど、どういうふうに基準づくりを考えられますか、これから。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 岩田総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（岩田） 先ほどの被害想定調査という、さっきの調査の結果なんです。備蓄量が多いにこしたことはないのかもしれませんが、これに沿って先ほど言いましたように、熊野町では5,000人の避難者が出るという予測のもとに示された数字ですので、これはきっちりそろえていきたいというふうに思います。

それから、容量的にもそれだけのものを収容できる備蓄倉庫量があるというふうに認識しております。ただ、この中でこれからの整備になります。が、団地地区に全然ないので、西部コミュニティーセンターを備蓄機能を持った施設として整備するという計画は既にお知らせしているところですが、そういった面からいうと、容量的にはもう少しできるので、予算ももちろん認めていただかなくてははいけませんけど、可能であれば整備していきたいというふうに思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） もう少しあるんですけど、あとは3名の方にお託しいたします。ので、今回の集中豪雨などの大規模災害を、本当に執行部だけでなく、我々も、町民の皆様も教訓としてお考えいただき、有事のための備えをちゃんとしていただく。そして、できれば警戒区域、特別警戒区域などの指定を本当に行うのは難しいというのはようわかっております。されるほうは嫌です。だけど、やはりそれも前向きにやっつけていかねばいけないと思いますので、とりあえずそういうところを指定を行えるように動いていただき、避難誘導、避難時期などの見直しを行い、実態に沿ったマニュアルの策定をしていくべきではないかと。熊野町独自のものをつくっていただいて、それをいざというときには活用できるように。もちろん国や県の指導もあるでしょうけどそこは置いて、まずは実態に沿ったマニュアルをつくっていただきたい。

とにかくここでこうやって皆様方に文句を言う気もないんですが、本当に今回のこと

は突然なことではございましたので、我々がもしそういうことになってはいけないと思えばかりにこういう話になってしまうわけですけど、前向きに我々議員も、町民もやっていますので、執行部のほうも御協力いただけますようお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で、藤本議員の質問を終わります。

引き続き、3番、時光議員の発言を許します。

時光議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（時光） 3番、時光です。

質問の前に、今回、広島土砂災害の被災者の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

甚大な被害でしたので、本定例会において同様な質問が重複しておりますが、通告書に沿って2点質問させていただきます。

まず1点目、8月20日早朝、広島市内において発生した土砂災害を機に、ハザードマップ掲載の土砂災害危険区域の見直しと警戒区域の指定について、町としての考えを問う。

2点目、現在進行中の雲母川の砂防堰堤計画の予算、工事概要、進捗状況、また広島土砂災害による行程への影響について問う。

以上、2点、御答弁のほどよろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 時光議員の二つの御質問のうち、1番目の「土砂災害危険区域について」の御質問は総務部長から、2番目の「雲母川の砂防堰堤について」の御質問は建設部長から答弁をさせます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 内田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） 時光議員の「土砂災害危険区域について」の御質問にお答えいたし

ます。先ほどの各議員からの答弁内容と重複する部分が多いかと思いますが、土砂災害危険区域及び警戒区域につきまして、御説明させていただきます。

まず、土砂災害危険区域につきましては、勾配や傾斜度など、国の土砂災害危険箇所調査要領と国土交通省の指導に基づき、平成11年に広島県が調査し公表したもので、土砂災害防止法に基づく区域ではなく、法的規制が適用されるものではありません。町民の皆様の自主避難等の判断材料となるものでございます。熊野町のハザードマップではこの公表データを掲載しておりますが、広島県に確認をしたところ、現状では見直しの予定がないとのことでした。

次に、警戒区域の指定についてですが、これは土砂災害防止法に定める手続に基づき、都道府県知事が調査・指定し公表するものでございます。この作業は、調査内容が詳細にわたると同時に多額の費用も必要となり、県に対して要望しておりますが、本町の調査については未定とのことでした。本町といたしましては、今回の災害を機に、県の警戒区域指定のための調査の進捗について、常に連絡を密にして情報収集をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 時光議員の「雲母川の砂防堰堤について」の御質問にお答えいたします。

まず、雲母川の砂防堰堤の概要でございますが、高さ12.5メートル、長さ73メートル、コンクリートボリューム3,300立方メートルの部分透過型の砂防堰堤となっており、事業費は、床固工及び町道のつけかえなどを含めまして、約4億円と伺っております。また、この堰堤の保全対象といたしまして、人家47戸、耕作地2.67ヘクタール、県道等の道路3,610メートルが対象となっております。

事業実施期間は、23年度から30年前半までの予定ですが、完了は用地取得の状況、国庫交付金の採択額により決定いたしますので、現段階においては決定できない状況です。

次に、現在までの進捗状況でございますが、23年度に現地測量・地質調査・詳細設計を行い、24年度には地元説明会を開催し、用地調査を行い、一部用地買収に入りま

した。昨年度から本格的に用地買収を行い、昨年度末時点での用地取得率は全体用地買収面積1万7,222平米に対し、8,469平米を買収済みで、49.2%となっております。本年度も引き続き、当初予算額2,100万円を用いて用地買収を行うこととされており、本年度末での用地取得率は78.9%となる見込みと伺っております。

また、今回の広島市の土石流災害について、県は国及び広島市と一体となり、早期の復旧に取り組むとされており、今後、優先的に災害復旧に取り組んでいくことが予想されます。そのような中、本事業に関しましては、本年度は当初予定どおり実施していくと伺っており、影響はないものと考えております。

今回のような災害はいつどこで発生するか予想は困難であり、本町においても発生する可能性は否定できないことから、今後とも県に対し早期の事業完了を要望してまいります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（時光） 今回、私もいろいろな質問を用意させていただきましたけど、午前中の沖田議員、先ほどの藤本議員と重複する部分が若干あるかと思いますが、極力重複しないように質問させていただきます。

昨年12月の定例会で、私もこの雲母川の件で避難勧告発令基準の実効雨量ですかね。けさ町長も答弁でおっしゃられました150ミリということがございました。災害が起きた場合、自分の身は自分で守るということでございます。そのためにはみずからが気象情報、災害情報をリアルタイムに収集することが必要と思われませんが、改めてどのような手段があるかということをお質問させていただきたいと思っております。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 岩田総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（岩田） けさもちよつと答えたんですけども、緊急時に自分の身を守っていただくということで、各人で気象情報を収集していただくのは非常に重要なことと思っております。その中で、このハザードマップにも書いてあるんですけども、また6月の広報でもちよつと載せさせていただいたんですが、広島県の防災情報メール通知サービス

というのがございます。皆さん個人の携帯電話で手短かに利用できる情報ということであり、雨量とか、各種警報などの情報が、登録をしたアドレスに発信されると。熊野町の分だけを収集するというのも可能であります。現に私どももそういうのを携帯電話にいつも持って寝ております。登録は無料でございますし、簡単でございます。ぜひこの登録をしていただくと、絶えず情報が入ってきますので、活用いただければというふうに思います。ハザードマップにもそのアドレスとかは書いてあります。御利用いただければと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（時光） 今御答弁の中にあつた広島県防災情報メール通知サービスですか。実は土砂災害発生後、私も登録しました。いろんな方法がありまして、ちょっと乱雑で助けていただいて登録したんですが、すると早速8月4日、早速、熊野町雨量20ミリというふうにメールの通知が届きました。非常に情報収集には有効な手段と思われま

す。6月広報によって別紙でPRされたとのことですが、けさほど沖田議員の言われた防災無線の電話サービス番号とかも含めて、今後、町民体育大会、敬老の日式典、筆祭り、そして町民文化祭と町の大きな行事が続くと思いますので、できましたらその場において何らかの方法でPRをされてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 岩田総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（岩田） 啓発が大事だという御指摘と受けとめます。町のほうで計画を実施主体になってやります訓練とか、こういったものにはそういったブースを設けてチラシを置いておきたいとは思いますが、NPOとかほかの団体が実施されるそういう行事については、担当課とも協議しながらちょっと今後の検討にさせてもらったらというふうに思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（時光） ぜひともいろんな形でPRしていただきたいと思

先月8月27日、熊野町においても、朝7時半から7時40分の間、10分間に20ミリの雨がふったということを知っています。ちょうど私も車で走って、雨の音で何も聞こえない。そしてとんと前も見えないような状態でした。皆さんも経験されたと思いますが、こういう状況の中で避難勧告、けさほどもいろんな形で住民に伝達する方法があるということでしたが、一つの提案として、伝達手段、町内のスピーカーから聞こえてくる音の中で何が一番よく聞こえるか。

大概、私らは一回寝たら起きないという夜中に、火災のサイレンが鳴ると目を覚まします。このサイレンですが、例えば今回被災地においてはスピーカーがなかったとかいうような問題も出てきてますが、広島市においては1分間鳴らして5秒あけて、1分間鳴らせば避難勧告のサイレンというふうに決まっているようですが、熊野町のサイレンにおいても、この間初めてお聞きしたんですが、林野火災と住宅火災によって音が変わっているということですが、いろいろなパターンのサイレンがあると思うんですけど、その中で避難勧告のサイレンということを実況の設備の中で、もしくは新しくされてもよろしいですが、サイレンを利用するということではできないでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 岩田総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（岩田） 今のサイレンですが、熊野町の防災行政無線の装置には、サイレンの装置なんですけども、現在、今御指摘のありました民家火災と林野火災という、これを二つを使用してるんですが、それ以外にも鎮火のサイレンとか、火災警報の発令とか地震とかいうサイレンも装備としては備えております。避難勧告のサイレンは、うちの装置にはついておりません。

今あるサイレンを、ほかの種類で備えているサイレンを鳴らすとか、避難勧告など新たなサイレンをつくるということなんですが、これにつきましては、技術的には可能でございます。町のほうで計画をしっかりとつくって、住民に十分な説明をして、それから消防機関と協議をして使用すると、大まかに言うたらこういう流れになります。

また、今言われた避難勧告等の新たなサイレンをつくるというケースでは、放送設備を改修するという作業が出てこようかというふうに思っております。サイレンも私もちょっと見たんですが、ちょっとよく区別がつかせませんでした、ほかのサイレンとどこが

違うのかよくわかりませんでした。非常に装備としてはそういうふうに装備しております。

今のサイレンをどうかということにつきましてですけども、現在の無線が御存じのように平成8年の整備ということで、できるだけ延命化を図っているんですが、そう遠くない時期に更新ということもあるかもしれませんので、今の状態でサイレンをすぐつくるということは現在のところでは考えておりません。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（時光） いろいろ設備の問題もあると思いますが、できましたら全く違う音で、明らかに違うものだというような設備で、音で、今後、検討いただければというふうに思います。

昨年12月の質問においても少し触れたんですが、最近の雨は局地的に大雨が降ります。そこで昨年ちょっとお話ししたのが雨量計でございます。今、県に直通した雨量計が役場の後ろに一つということでございますが、熊野町は先ほどお話があったように横に長い町であります。この雨量計を、例えばせめて東公民館、もしくは東部健康センターに一つ、また移設予定の西公民館、新設ですからこれはほんとなつけやすいと思うんですが、1カ所というぐらい、もう2カ所ぐらいやはり設置していただいたほうが、いろんな情報の収集及び、本当に局部的な雨でございますので正確な数値が出ると思うんですが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 議員言われたとおり、昨今のゲリラ豪雨は、ほんの数キロメートル離れた場所に局地的に甚大な被害を及ぼすというような傾向が見られます。そうしたことを考えれば、新宮地区の公共施設に雨量計を設置し、防災の体制に適切に反映させるということは意義のあることと考えます。

しかし、例えば東公民館に雨量計を設置し、そのデータを夜中等はもう公民館にはないので役場まで送らなきゃなりません。それを考えると、そういうデータを取り込む

施設を完成させるにはちょっと多大な費用がかかってまいります。今後、熊野町で大雨が降った場合において、町内における雨の降り方にどのような違いがあるかということ、職員各西部、東部に出させて、研究をした上で、設置については検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（時光） いずれにしてもお金のかかることで、難しいということでございますが、やはり雨のとき何が一番必要かということはずまず最初の情報でございます。やはり雨量を把握せずに避難しろと。県のデータだけでなく、町独自のものをお金をかけるところはかけて、何とかそういう設置というものを考えていただきたいと思っております。

次に、ハザードマップにおいて、町内の13カ所の避難所のうち、第二小学校、ここが土砂災害危険箇所指定されております。この第二小学校への避難の考え方ですね。危険箇所指定されているわけですから、どのようにお考えでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 三村教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（三村） 熊野第二小学校でございますが、土砂災害危険区域の中に校舎部分が立地をしております。体育館についてはその区域から外れております。避難場所としては指定はしてございませんが、当然、児童・生徒がその中にいるときに降雨が予想されることもございますので、その際には第二小学校では通常よりも早目に教育委員会も一緒になって、付近の河川の水量等を把握いたしまして、児童・生徒につきましては、実効雨量130ミリの段階では、校舎から体育館のほうへ避難をするような対応をしようと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（時光） 雨量130ミリで校舎から体育館ということでございますが、確かに体



育館は土砂災害危険区域には入っておりませんが、すぐそばです。ちょっと間違えばそちらに流れる可能性もあると思います。一つの方法として、東部健康センターへの避難ということも選択肢にはあるのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 議員御指摘のように、第二小学校、東公民館については赤色のついたエリアの中にあります。そういったこともありまして、避難所を開設する場合、雨の場合については現在東部地域健康センターのほうを開くというふうに考えております。学校等については、大雨のときには現状ではそこを使うのはどうかなということで、内部で検討しています。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（時光） いずれにせよ、子供たち、住民のとうとい命を守るために、避難時の安全確保のため、先ほど藤本議員の質問の中にもありました、さまざまなパターンを想定して、きめ細かなマニュアル作成をお願いしたいと思います。

秋が近づくにつれて、台風シーズンに入ってまいります。8月20日の土砂災害においては、1時間に100ミリを越える雨量を計測し、異常気象によってバックビルディング現象という聞きなれない言葉も出てきました。今回の土砂災害は、過去に経験のない災害への対策の難しさを行政や住民に改めて突きつけたと思います。行政が主体となって自助、共助、公助が一体となった防災の仕組みを構築するよう強く要望して、1点目の質問を終わります。

2点目の質問でございます。雲母川に関しては去年も12月に質問させていただきました。今回さらにまたさせていただいたというのは、やはり広島土砂災害を目の当たりにしまして、住民の方々より、本当にダムはできるのかと、わしが生きてる間にできはすまあがというような話まで出てきてまして、計画がどこまで進んでいるかということをややはり周知していただくために、今回さらにまた質問させてもらったわけです。

また、先ほどの御答弁の中で、広島土砂災害の工事に関する影響ということで、確かに国の激甚災害に指定され補助率は引き上げられたようでございますが、やはり県の支

出もふえると思います。何とかしっかりと予算をとってきていただいて、計画どおりと  
いいですか、少しでも早く完成できるように御努力をお願いしたいと思います。

そこでもう1点、町内で現時点でほかの砂防ダムの計画はあるのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 砂防ダムではございませんが、林務関係の治山の堰堤の計画が初神  
地区、葵団地北側の山に計画されております。概要は2段堰堤ということで、2基の堰  
堤が建ちます。上部の堰堤は高さが7.5メートル、長さ27メートル、下部の堰堤は  
高さが5.5メートルで、長さが19メートルということです。施工時期でございます  
が、上部の堰堤を本年度施工いたします。下部の堰堤については27年度施工という計  
画になっておりまして、平成27年末には完了予定というふうに聞いております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（時光） このダムに関しては計画から工事まで随分時間がかかると聞いておりま  
す。これまで雲母のダム、そして今の葵団地のダムですか、御尽力された方に本当に感  
謝を申し上げたいと思います。

しかし、雲母川下流の新宮地区47戸、そして葵団地の住民の方々の安全・安心のた  
めに、両堰堤の一日も早い完成を強く要望して、質問を終わらせていただきます。御答  
弁ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で、時光議員の質問を終わります。

続いて、4番、民法議員の発言を許します。

民法議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（民法） 4番、民法でございます。

私は今回通告書に基づきまして2点ほど御質問させていただきます。

1点目は防災訓練の夜間実施についてお尋ねいたします。

8月20日未明に、広島市安佐南区、北区において大規模土砂災害が発生し、多くの犠牲者が出ました。亡くなられた方の御冥福を心からお祈り申し上げたいと思います。また、昨年10月には伊豆大島でも夜間に土石流が発生し、39名が犠牲になっています。どちらの災害も雨が夜更けに強まったため、避難勧告等の自治体の対応がおくれたと指摘されております。最近は一時間に局地的にゲリラ豪雨が降ることが多くなり、夜間に発生した場合、犠牲者が多数にのぼります。

こうしたことを踏まえて、今後、本町では防災訓練を実施する場合、夜間の豪雨を想定して、日中以外での避難所の開設、避難所の誘導、地区住民を交えた防災訓練の実施を検討したらいかがでしょうか。

2点目でございますが、彼岸船保存施設の建設についてお尋ねします。

彼岸船の展示・保存施設建設は、平成24年3月議会において、常設展示施設は維持管理費の必要から財源確保に問題があり、検討するということでした。現在の状況をお伺いします。

以上、2点、一問一答方式で答弁のほどよろしくお願ひします。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 民法議員の二つの御質問のうち、1番目の「防災訓練の夜間実施について」の御質問は総務部長から、2番目の「彼岸船の保存施設の建設について」の御質問は私からお答えいたします。

彼岸船の保存施設の整備につきましては、以前にも御質問をいただき、民間都市開発推進機構（ミントと申しますが）の拠出金の活用を提案させていただきましたが、建設費の2割の負担金の問題、あるいは施設の維持管理の問題、常設展示に近い展示方法の問題などさまざまな問題があり、民間都市開発推進機構の拠出金の活用は難しいとお聞きしております。しかしながら、彼岸船の長い歴史と伝統、ミニ彼岸船を作製するなどの各学校での彼岸船の取り組み、あるいは多くの子供たちが参加する筆まつりでの活動などを勘案しますと、彼岸船は熊野町の大切な伝統文化として保存、継承していかなければならないと考えております。

したがって、団体規模の小さい彼岸船保存会単独での建設は困難であり、町が主

体となり彼岸船の保存施設の建設を進めてまいりたいと考えております。平成28年度、あるいは29年度の建設を目途に検討したいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 内田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） それでは、民法議員の「防災訓練の夜間実施について」の御質問にお答えいたします。

避難訓練につきまして、昨年度計画しておりましたが台風で中止となりました東部地域の避難訓練を、今年度は9月30日に実施する予定としております。今回の避難訓練では、情報伝達及び避難誘導、避難所の開設訓練も同時に行う計画ですが、熊野第二小学校全児童の避難訓練と連携して実施することから、平日の日中という想定での訓練となっております。ただ、さまざまな想定のもとで訓練を行い、対応力を磨く意味でも、休日や夜間の訓練も重要であると考えております。

特に、夜間や停電時の避難については、避難情報の伝達方法や誘導、避難所の運営など、多くの面で日中にはない困難な場面が予測されますので、御指摘の夜間の訓練につきましては、前向きに検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（民法） 御答弁、ありがとうございます。

2週間後ですか、熊野は大きな筆祭りが開催されるわけでございます。町内及び全国各地から多くの方が来られるわけでございます。祭りが最高に盛り上がるときは、ちょうど彼岸船が到着して、その彼岸船を囲い、女性会、そして子供たち、町民の皆さんが筆踊りなどを踊ったときが一番盛り上がる。そしてまた後にもち開きとか、毎年楽しみにしておられます。

この彼岸船は子供たちが前夜祭、また当日引くことで子供たちに共同意識が生まれ、保護者も協力することで、地域のコミュニケーションを図る上で大きな役割を果たしているとは私は思っています。

現在、彼岸船は筆祭り当日しか見ることはできませんが、常設ではなくても、展示を兼ねた倉庫で保管するなどすれば、筆の日とか、熊野町で何かイベントがあったときなど、一般的に開放することができます。

次世代へ筆の都熊野の伝統文化を継承するため、各補助金などを活用して、また彼岸船保存会においても、建設資金の一部を負担してもらうなど、彼岸船の保存施設の建設についていろいろと質問をしようと思いましたが、町長みずから二、三年後をめどに建設を検討していくといういい言葉をいただきましたので、これで彼岸船の質問は終わらせていただきたいと思います。

次に、防災訓練の夜間実施についてでございますが、各議員のほうからいろいろな質問が出ました。私のほうも若干同じ質問というか、ダブったところもあろうかと思いますが、ちょっと角度を変えた意味で何点か質問してまいりたいと思います。

激しい雨と雷の中では、避難情報を発令しても現在の防災無線では聞こえず、また停電になるとテレビを見ることもできません。そこで携帯電話のメールで知らせたり、あるいは携帯電話を持っていない人への対応など、別の周知方法は何かあるのか。また、夜間に大雨が予測される場合には、早目に夕方から避難所を開設して、自主的に避難を呼びかけるなどしてほしいと思いますが、その点、いかがでございましょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 岩田総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（岩田） 携帯電話の今お話がありました。携帯電話に関しては、まず国内3社とですけども、緊急速報メール及びエリアメールという契約をしております。この中で、避難情報についてもそのシステムを使って通知をするというふうにしております。

それから、携帯電話以外につきましては、町ホームページのトップ画面に緊急情報欄を設けて、こちらでいつも周知をしておるということでございます。停電時につきましては、こういったものが使えないということが正直なところございますが、昨年予算をいただきまして、防災無線に関しては、全部の電柱といいますか、柱に蓄電池等の整備をさせていただきましたので、停電に関していえば行政防災無線は使えると、非常電源で使えるということでございます。

それから、早目の自主避難という呼びかけなんですけれども、本町ではこれまでに台風の接近の際に防災会議を開催して協議をするんですが、そこで既に事前に災害本部の

設営と避難所開設を、1カ所ですけども、もうするというふうにしておりまして、その結果、自主避難者の受け入れがスムーズに実施できたという、こういう事例がありまして、今では毎回、そういったあらかじめ予測できる場合は避難所等の設置を準備して、自主避難の放送をします。これまでは台風が接近して来ますとかということしか放送してませんでしたので、今後はその中に自主避難もできますよという放送を入れていくというふうな検討をしていきたいと思っております。

携帯電話、インターネット環境がない方の緊急連絡網というのは非常に困難で、現在のところは行政無線か直接町で広報車で回って、現場で拡声機で放送するという以外に手段はございません。今後の検討課題というふうにさせてもらいたいと思っております。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（民法） そうですね、やっぱり早目に、先ほど沖田議員も言われてましたけど、空振りというか、あつてはならんことなんですけど、やっぱり早目の避難誘導とかいうのが必要ではなからうかと思っておりますので、一つよろしく願いいたします。

本町も安佐南区と同様に、地盤がもろい真砂土の地質で、山すそに住宅が広がっている地区もあり、土砂災害のおそれはあると思っております。町では土石流やがけ崩れの被害のおそれのある箇所をどの程度把握しているのか、聞きたいと思っております。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） このハザードマップになるんですが、熊野町の土砂災害危険箇所、土石流溪流が112、急傾斜地崩壊危険箇所が64ということになっております。それは全てこのハザードマップの中に記してありますし、うちの防災計画の中にも入って、見回り等をするということになっております。箇所数については、今、申しましたとおり112と64の176カ所ということで把握をしております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（民法） 次に、土石流のおそれがある箇所についてでございますが、砂防堰堤などの整備、国や県に要望されていると思いますが、現在の箇所、数と、要望してから大体1カ所当たり何年ぐらいでできるのか、教えていただきたい。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） まず現在の堰堤の個数でございますが、砂防堰堤が23基、治山堰堤が14基ございまして、建設中の砂防堰堤及び治山堰堤がそれぞれ1カ所ございます。また、砂防堰堤の維持管理につきましては広島県西部建設事務所が、治山堰堤につきましては広島県西部農林事務所が行っております。

次に、堰堤の要望から完了までどのぐらいかかるのかという御質問でございますが、建設する堰堤の規模によりそれぞれ異なるため、決まった期間はございません。しかし、事業決定の過程といたしましては、まず採択基準を満たしている箇所を県に要望し、緊急度、危険度を勘案して、仮の採択をいただきます。その後、国へ要望するための概略設計を行い、国に申請した後に事業採択となります。この期間でもう既に約1年以上が必要となります。

次に、実施計画、用地測量、地元説明会という段階を経ていくこととなりますが、この期間が事業規模によっても物すごく異なります。例えば大きな堰堤だと物すごく土地を買わなきゃいけない。堰堤自体をつくるのに、毎年の事業費が決まっているので、長く時間がかかります。ちなみに現在計画中の雲母堰堤においては、用地買収が円滑に実施されても、その計画中の、先ほど申しました期間が3年間必要でございました。

最後に、用地買収、工事着手、完了につきましては、用地交渉等の進捗率、工事規模による必要な期間が大きく変化しますので、一定の期間といったものはございません。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（民法） 相当お金もかかることでございましょうし、年数もすぐどうのこうのというあれではないんですが、やはり危険な箇所からできるだけ一つ一つ進めていただきたいと思います。

次に、このたびの広島市の災害では、避難所のある集会所が流されておるようでございますが、我が町の避難所は全てそういった心配はないのか。そして、災害を機に住民へ再度、自宅周辺の避難所の場所、または住んでいる地域の特性などを周知していただきたいと思いますが、どうでしょうか。住民に、日ごろからみずから身を守る自助の意識を高めることが必要だと思っておりますが、町の考えを伺いたいと思っております。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 岩田総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（岩田） 避難所は、13カ所の公共施設を避難所として設定をしております。耐震性、建築年数ですけれども、それとか災害危険箇所の範囲を踏まえて、先ほど第二小学校が出ておりましたけれども、というところが土石流の区域にあるというような状況を踏まえて、災害別にその利用の可否を決めて避難所の開設をするというふうに取り組むようにしております。

また、いざというときの避難先なんですけれども、これは家屋の構造とか災害の時間帯でありますとか、道路とか、それとか親族がいるかないかと、こういったことによつて状況は異なりますし、よく報道されておりますように、建物の2階へ垂直避難をするとか、より安全な知人の家に避難すると、こういうふう到时々で各自で判断していただく必要があると考えております。

避難所を全て町が準備をできればいいのですが、大きな災害になって多数の避難所を開くときには十分ではないケースもあるので、こういうふうにはぜひ御自身で気をつけていただきたいということを思っております。

今後も一人一人のまず自助の意識を高めていただくと、こういった啓発活動は特に力を入れて取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（民法） そうですね、先ほど藤本議員も申されてましたが、全般的に大きな防災訓練をやるのではなく、やはり各地区、地区の自治会の会長さんというか、地区を危険な場所から自治会単位での防災、そういった訓練も大事なことはなかろうかと思いま



すので、ぜひ実現できるようにお願いしたいと思います。

最後になりますが、国はこの春から高精度の雨量レーダーを本格的に運用しているよう  
でございますが、気象庁ではそのデータを活用して8月から高解像度のナウキャスト  
を予測を始めております。町は警報が発令された際にはこうした観測データを生かして  
おるのか。また避難勧告は何ミリ降ったらその地区に避難勧告が出されるのか。出すた  
めの基準というものは作成されているのか、伺いたと思います。

~~~~~○~~~~~  
○議長（馬上） 岩田総務部次長。

~~~~~○~~~~~  
○総務部次長（岩田） まず避難勧告の基準につきましては、先ほど来申し上げておりま  
すが、マニュアルをつくっておるといことでちょっと御理解いただきたいと思いま

す。現在、今御指摘のあった気象庁のシステム、ナウキャスト、それから国土交通省のレ  
ーダー観測網があるんですが、これと広島県防災、こういった情報を全て取り込んで、  
熊野町の場合では警報が発令される前の段階で防災会議を開催して、その状況と今後の  
対応についての情報を共有しております。ですから、そういった資料に活用はさせてい  
ただいております。

それから、避難勧告が何ミリ降ったらどこにという、ちょっと難しい質問なんですけ  
ども、先ほども藤本議員のときにちょっとお答えをしたんですが、原則的には先ほどの  
基準に基づいて、熊野町に災害が発生する前に全町的に発令をするというふうに考えて  
おりますけれども、今言いますように、実際には町全域で予測される場合と、また局地  
的に熊野町の中でも状況が違うというケースは今ごろの雨の状況によってはあるとい  
うことも指摘をされておりますので、こういった発令の仕方を分けてする、順番にすると、  
こういったものについては、繰り返しになりますが、今後、研究課題とさせてもらいた  
いと思えます。

~~~~~○~~~~~  
○議長（馬上） 民法議員。

~~~~~○~~~~~  
○4番（民法） そうですね、熊野町も広いようで狭いというか、例えば中溝はこの間大  
雨が降りましたが、新宮とかあの場所にちょっと数キロ離れば雨量もかなり違  
うとか、ほんと災害というものはいつ起こるかわかりません。

最近は地球温暖化の影響により、短時間ゲリラ豪雨による被害が増加しているわけ  
でございます。熊野町においても土石流は起こる可能性は、これからいつ起こるかほんと  
そういう心配は十分あると思います。ハード対策の施設整備には時間がかかりますので、  
警戒避難体制の整備、住民の防災意識の向上など、ソフト対策の充実を図ることを願  
いいたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） 以上で、民法議員の発言を終わります。

続いて、10番、山野議員の発言を許します。

山野議員。

~~~~~〇~~~~~

○10番（山野） 10番、山野でございます。

2点のことについて質問させていただきます。

まず初めに、8月20日の未明に発生した広島土砂災害で被災された被災者の皆様方  
には謹んでお見舞い申し上げます。

さて、今回5人の議員が全て土砂災害に関する問題を質問いたしました。ほとんど言  
い尽くされたような形で、私はどんどん飛ばして行かせていただきたいと思います。

それでは、2点のことでお尋ねいたします。

まず1点目、人的被害が起きた土砂災害を教訓に、熊野町での防災対策の見直しとそ  
の問題点についてをお尋ねいたします。

昨今の異常気象の状況では、町内でも未曾有の豪雨が起こるかもしれません。それ  
による土砂災害、河川の氾濫、地すべりが起こる予測は皆無とは言えません。そこで4点  
お尋ねしたいと思いましたが、例えば避難勧告の伝達方法について。今回の  
広島県の災害におきましては、避難勧告の発令が非常におくれたというような状況が  
ございます。それらに関しまして、町としてはいつ、こういった時点で災害対策本部を  
立て、そしてそれがこういった形で発令されるのかといったことをちょっとお聞きした  
いと思います。

伝達方法については、先ほど来から防災サイレン、あるいは防災無線、携帯電話、メ  
ール、その他いろんなことで、宣伝カーとかいろんなことをいただきました。そして夜  
間の場合には、また改めて訓練をし直すというようなことも聞いております。災害対策  
本部の立ち上げのことについてお尋ねしたいと思います。

続きまして、平成23年1月に作成されましたハザードマップの周知徹底についてお尋ねいたします。これに関しましても初めて出された熊野町のハザードマップですが、非常に小さくて読みにくい。そして、各町民の方によっても、熊野町にハザードマップがあるかどうか気がつかなかった。このたび初めて役場に行ってもらって見ました。私の家は危険区域に丸々入っているというのを今まで知らなかったと。私たちは土砂災害があればどこに逃げればよいのかということをご心配そうに聞いておられました。

平時のときには、ハザードマップがいつ配られて、どんな説明があったか記憶がなく、今回初めて熊野町周りが山に囲まれ危険箇所が非常に多いということがわかったということで、避難場所、避難経路の確認、あるいは適切な避難行動はどのようにしてとればいいのか、そういったものをどう周知すればいいのかといったことをご教えいただきたいと思っております。

広島県での災害をきっかけに、土砂災害防止法に基づく危険区域の指定促進が全国的に課題になっております。熊野町では、けさのNHKのニュースで改めて調査をし直すということで、非常に素晴らしいことだと思っております。

3番目に、このたびの災害で広島県が被災地周辺に設置した砂防ダムの件ですが、この砂防ダムも先ほどの民法議員の質問の中で、治山ダムの数といったものを回答していただきましたので、これはちょっと省かせていただきます。

続きまして、4番目に今回の災害で市の対応のおくれが問題になっておりまして、自治体はあらかじめ住民の適切な避難行動がとれるように、行動手順を決めておくタイムラインというものを作成するように、今回指針をつくるということで予算がつくようですが、例えばことしの8月5日から6日にかけて、県北地方を襲った豪雨では、夜間の氾濫について地域の住民の協力で無事難を逃れたという庄原市の例がございます。自主的避難は家の周囲に潜む最大の危険性を知っておくことがその判断の基準になるということで、避難場所の確保と移動手段経路確認など、知っておれば助かる可能性は非常に高まってくる。そして、自主防災組織の立ち上げが非常に期待されているようですが、町内ではどのように進んでいるのでしょうか。

2番目につきましては、2011年なでしこジャパンがワールドカップで優勝した際に、国民栄誉賞の副賞に熊野町の化粧筆が贈られました。熊野町では一躍筆の町として全国的に有名になりました。全国どこへ行っても、なでしこジャパンの化粧筆の産地の熊野町ですと自己紹介することができます。そのなでしこジャパンが2015年、来年

6月6日から7月5日まで、カナダで開催される女子ワールドカップに出場することが決まり、非常に喜ばしいことです。この応援を兼ねての町内夏祭りの開催は、今回も計画されているのでしょうか。また、年々町内での夏祭りが各地区で盛大に開催されております。自治会、老人会、女性会などの人々の協力で、子供たちも非常に楽しみにしております。今年は坊主山のサマーナイトも2年ぶりに、少し雨が降りましたが、大きな花火が上がり、イベントとしては町民の皆様には非常に喜ばれました。これらとの共催の計画はあり得るのでしょうか。

以上、2点について御答弁をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 山野議員の二つの御質問のうち、1番目の「町の防災対策」に関する御質問は副町長から、2番目の「なでしこジャパンのワールドカップ出場に合わせての町内夏祭りについて」の御質問は私からお答えいたします。

女子サッカー日本代表に国民栄誉賞の副賞として熊野町で作られた化粧筆が贈呈されたことで、平成24年のロンドンオリンピックでは、女子サッカーを応援するイベント、いわゆる町民夏祭りをNPO法人熊野健康スポーツ振興会への委託事業として実施し、町を挙げて応援をいたしました。来年開催されるカナダでのワールドカップの開催期間は来年6月上旬から7月上旬の予定となっていることや、カナダとの時差等を考えますと、町内夏祭りとしての開催、または町内各地区での夏祭りとの共催は少し難しいと考えております。しかしながら、熊野町の化粧筆との御縁がございますので、何らかの形で応援する方法がないか、現在検討しているところでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 立花副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（立花） 山野議員の「甚大な人的被害が出た広島土砂災害を教訓に熊野町の防災対策の見直しについて」の御質問にお答えいたします。

まず、4点通告書にはございましたが、避難勧告等の伝達方法と砂防ダムにつきまし

ては、答弁を省略させていただきます。

それから、災害対策本部の立ち上げはどうかということでしたが、これにつきましては、先ほどから答弁させていただいておりますように、熊野町に警報が発令されたとき、それから熊野町に土砂災害警戒情報、特別警報が発表されたとき、最後に町長が必要と認めたときということになっておりますが、広島市の災害を受け、災害対策本部の立ち上げをあらかじめ前倒しにするとか、それから避難勧告を、先ほど来答弁もありましたように、なるべく早目に出すというようなことも今検討しております。

それから、通告の中のハザードマップの周知徹底についてですが、作成時に全戸配布した後は、地域での研修会や住民の方から要望があった場合に配布し、また町ホームページではいつでもごらんになれるようにしております。

今後でございますが、1,200部程度の在庫を活用しまして、転入手続で来庁された方へ、ごみ収集日表、それとともにお渡しし、本町の防災訓練等のイベントにおいて配布ブースを設けるなど、周知徹底に取り組んでまいります。

自主防災組織についてですが、ここ数年、広報紙による防災啓発や講師を招いての研修会、出前講座などで、自主防災に向けた取り組みを実施してきました。現在、自主的に防災マップづくりや避難ルートの検証を始められたり、また地域の緊急時連絡名簿の作成に着手されている地区もあるようでございます。こうした活動を経て組織はつくられていくものでございますので、少しずつではありますが、前に進みつつあると考えております。

組織化を急いで、実際の活動が伴わないのでは共助の心ははぐくまれませんので、地域の方々が自発的に行動する組織づくりに向かって、各種の取り組みや支援を行ってまいります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 山野議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（山野） 災害対策本部、あるいは警戒本部ということなんですけれども、広島市の場合は、午前1時35分に本部を設置されたそうです。それから発令ができるまで4時20分。この間約2時間ぐらいの間、何もできなかった。避難勧告の基準をはるかに超えているのに、何もできなかったと。これはなぜかと。これはけさの新聞だったん

ですけど、人がいなかった。要するに安佐南区で129人に連絡したけれども、実際に来たのは11人。そして5時の時点で65人。半分以下の職員が集まらなかったという、そういう事態があります。これは今までそんなに大変な災害が起こらなかったから安易に考えて、電話が来ても大したことはないと思われたのかもしれないんですけど、それは地理的な条件、行く道路が水没していたから行かれなかったとかいろんな条件があるかもしれません。でもその地域に近いところに住んでいる人たちに、できるだけ集まれるような緊急連絡網といったものがなかったのか。そういったものをやっぱりつくっておかないといけないんじゃないかなと思います。これが人的被害だったと言われるゆえんではないかと思います。

安佐北区においても同じように、やっぱり53人中29人しか人が集まらなかった。最終的には141人で52人しか集まらなかったというような状況だそうです。これは幾ら災害対策本部ができ、警報を町長が発令したとしても、人を集めることができない限りは、避難場所のかぎをあけるなり、誘導するなり、即に対応できなかったと思います。

そして、もう一つ、非常に最初の時点で新聞なんかで情報を見ますと、テレビでも新聞でも全然違う数字が出てくるんですね。被災地域、被災箇所。そういったものの伝達方法がなぜ1カ所から発令されなかったのか。そういう対策本部の機能がされてなかったんじゃないかなと思うんですけど、どう思われますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 立花副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（立花） 広島市の場合は組織が大きいということがあって、区で整理されているということがございました。熊野町の場合は地域も狭いし、内容的な情報が集まるのは1点です。災害対策本部に集まるわけでございますので、そういう懸念はないと思います。

それから、熊野町では8月31日、日曜なんですけど、朝6時に全職員に招集をかけました。これはだましです。だましでやりました。そうしましたところ、82%が役場に参集しました。最悪でも6割が出てくれば何とか回るんだらうとは思ってましたけど、8割出てきたということで、一つは安心してます。これは晴れた状況で招集をかけたわけですから、それも6時という時間帯に。そういうことで、熊野町では何とか職員に集

まってもらえると。災害対策本部も何とか機能できるんじゃないかなろうかとは考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 山野議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（山野） 非常にそういう職員の資質といったものはすばらしいと思います。なかなかそれぞれの職員に事情がございますし、小さい子供がいたといたり、あるいは介護しなければならない方がいらっしゃるとか、いろんな体調の悪い人もいろいろいらっしゃると思います。その方々も加わられて82%の集合率ということは、本当に誇れたいと思います。即、避難所の設置に回っていただいたり、あるいは警報の発令を手伝ったりできると思います。よろしく願いいたします。

今度は自主防災の件につきましてですけれども、先日、川角地区大原は危険区域ということで、消防単位と自治会と、そして役場の職員も行ってくださったのかな、そこで土砂災害が起こりそうな箇所の写真と、そして場所を確認して、それを大原ハイツの場所に大きくして、今のハザードマップじゃなくて大きくして見やすいようにして、そこへ張りつけて、そしてそこに危険な場合にはこの場所に避難してくださいという箇所も、第二小学校ともう一つ、そして川角の自治会といったところをやられました。

その際に、大原の側溝の中にテントが置かれてて、水が流れたらそこからあふれて、それから大きな石が側溝に詰まってて、これがあれば絶対また土砂が流れたときには水の逃げる道がなくて道路へ出るだろうと、そういったところが何か所かあったそうです。

そういったように、自主防災というのは、各自治会の人たちがやっぱり自分たちのところが危ないかもしれない、そういったときにはどうすればいいかということでやれたんだと思うんですけども、今回をいい機会として、各地域にそういったものが根づいていただければ、非常にわかりやすい。

さっき言ったようにハザードマップは字も小さいし、場所も大きいし、この場所の地図がどこにあるかわからないと。川角はその地図を各班長さんに今回渡して、そしてそれで意識を高めていただくというようなことをやるそうなんです。そういったことも非常に、よそからいろんな地区を見にいったってやっても、なかなか自分のものとはならないんですけども、そういったように自分が回ってみて初めて、例えば川角の川が氾濫し

たことが何年にあったとか、そういったことも頭の中に入れておけば、今度こういう大雨があったときにはいつ氾濫するかもしれないとか、あるいはまた新宮のほうでも以前に土砂災害があって川が氾濫したとか、そういった過去のデータみたいなものも、町民全部には知らせる必要はないんですけども、職員は少なくともやっぱりある程度知っておいていただけるか、昔の史実を確認するとか、そういったことも、この際、いい機会の勉強の方法になるんじゃないかなと思います。ぜひやっていただければと考えておりますが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 岩田総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（岩田） まず、災害時につきましては、まず自分の身を守って、それがあって初めて人も助けられるというふうに考えます。そういった関心を自分が持っているか持っていないかで自分の身を守る効果も全然違うというふうに思いますし、また共助についても、一人一人の防災意識が高いがために、より多くの生命、財産が守れると、共助ができるというふうに考えます。自主防災組織はそういった個々の関心の高まりの延長上に生まれてくる、ぜひそういう形で活動につながっていけばということで思っております。

行政ができることは情報発信をしたりとか、いろんな啓発のチラシをしたりすることなんですけども、幸いなことに、今、副町長が申しましたように、一部そういった動きもあるようですし、また議員さんの言われる一定の地区で具体的な活動が実現しているようにちょっとお聞きしておりますので、我々としては今は組織化には行かないかもしれませんが、そういった話し合いをすることが先ほどのようなものにつながっていくんじゃないかということで、行政のほうとしては周知、啓発、そういったものに力を入れて、ありきたりですけど、そういうことでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 山野議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（山野） 広島の土砂災害でも、何人そこで被災者があったかというのがわからなかったというのは、この家に何人いらっしやったかということがわからないから、家がつぶれてても、そこに家があったのか、なかったのか、何人おったのか、いなかった



たのか、そういうことが恐らく近所の話で出てこなかったんだろうと思うんです。だから、自主防災というのでは、地域のあの家には要支援者、あるいは障害者がいるという、そういったものもわかれば、すぐに何人かで助けに行こうとかいったことをやろうじゃないかといって、この間自治会が言ってたら、町はそういう情報は出しませんと。個人情報で出しませんというようなことがあって、個人情報の壁が非常に高く、じゃあどうすればいいのかと。でも自分たちができることは、そこの隣に何人おってということぐらいは聞いて、自分たちでメモしておこうかというふうなことであるんですけど、非常に二度手間なことがある、起こるんじゃないかなと思うんですよね。だから、それはやっぱり住民全部に知らせる必要はないんですけども、せめて自治会長さんぐらい、あるいは自治会の幹部の方だけには、その地域の方にはこことここには気をつけてくださいよというようなことがあれば、そこの班長さんに連絡ができるんじゃないかなというようなことが、そういう話もありました。

そうやって余りにも役場は個人情報を禁止するというだけじゃなくて、やっぱり。実はこの前、大災害のときに、1軒、友達の家がつぶれたんですけど、そこに2人いらしたんですけど、その援者はいかなかったんですよ。それはたまたまその方と20日にお会いする機会があって、その方が来ないからどうされたのかなと消防へ電話したら、その家はありませんと言われて、そこで2人流れてるということがわかって、それでその方の写真を持って行って、こういう方ですから何かありましたらぜひ調べてみてくださいというようなことがあって、早くにその人の身元がわかったんですけども、だからそういうやっぱり地域の力というのは、今から非常に、先ほども職員が言われたように、自分の身は自分で守る、地域の者は地域でやっぱり守っていかないといけないと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、夏祭りの件ですけども、ぜひ何らかの方法で熊野町は応援してるんだということがわかればいいので、ぜひやっていただければと思っております。昨今、非常に各地域の夏祭りは、子供たちが非常に楽しみにしておりますので、大きなものじゃなくてもいいと思いますけれども、よろしく考慮していただければと思っております。

以上です。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で、山野議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は3時40分から始めます。

(休憩 15時20分)

(再開 15時40分)

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより日程第5、報告第6号、平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について、報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。

町長。

~~~~~〇~~~~~

○町長（三村） 報告第6号、平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして、御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものでございます。

まず、健全化判断比率の4指標のうち、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、当町の全ての会計が黒字となり、赤字額が存在しませんので、比率は算定されません。実質公債費比率は10.5%、将来負担比率は、24.9%でございます。

次に、公営企業の資金不足比率につきましては、当町の水道事業、下水道事業ともに資金不足額はございませんので、この比率についても算定されません。

以上、いずれの指標も財政健全化団体、また財政再生団体としての基準を下回っていることから、当町の財政状況は良好な状態にあると認めていただいております。

ここに監査委員の意見をつけて、御報告申し上げます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） 今の報告に対する質問はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（馬上） 以上で報告を終わります。

続いて、日程第6、議案第26号、熊野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第26号、熊野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案につきましては、子ども・子育て支援法の施行に伴い、本町における熊野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める必要があることから、条例の制定を行うものでございます。

なお、詳細につきましては民生部次長に説明させます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 議案第26号、熊野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案につきまして説明いたします。

資料1をごらんください。

1の趣旨でございますが、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートするに当たり、市町村は新制度の実施主体として内閣府令で定められた基準に倣い、市町村の基準を条例で定めることとされていることから、本町における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、新たに条例を定めるものでございます。

2の条例制定の基準ですが、内閣府令で定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」を踏まえて作成することになりますが、本条例につきましては、4の条例制定の町の方針に記載のとおり、内閣府令で定める基準どおりとしております。

次に、3の条例の構成ですが、条例の趣旨や定義といった総則と、特定教育・保育施設の運営に関する基準、特定地域型保育事業者の運営に関する基準の三つの章で構成しております。

次に、5の条例の内容ですが、第2章、特定教育・保育施設の運営に関する基準及び第3章、特定地域型保育事業者について、利用定員に関する基準、利用開始に伴う基準、

教育・保育の提供に伴う基準、管理・運営等に関する基準の4項目で各条項を作成しております。

なお、特定教育・保育施設につきましては、認定こども園、幼稚園、保育所。特定地域型保育事業につきましては、現在、無認可施設である家庭的保育、小規模保育、事業所内保育などですが、現時点において、この無認可施設を町内では把握しておりません。

まず、利用定員に関する基準については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員をそれぞれ定めております。

2ページをお開きください。

利用開始に伴う基準は、教育・保育の内容と手続等について定めております。

教育・保育の提供に伴う基準につきましては、子供の心身の状況の把握、利用者負担額の徴収、緊急時の対応、勤務体制の確保、定員の遵守、虐待等の禁止、特別利用保育等の提供に関する基準などを定めております。

管理・運営等に関する基準につきましては、小学校や地域との連携、評価及び評価の公表、運営規程の作成及び掲示、苦情解決、事故防止及び事故発生時の対応、会計処理、記録の整備などについて定めております。

最後に、この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行することとなり、平成27年4月1日の施行を予定しております。

熊野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案の説明は、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○13番（尺田） ちょっと聞いてみるんじやがね、特定地域といたらどういう地域を指すん。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） この条例案の用語であります特定地域といいますのは、いわゆる

熊野町であるとか、広島県であるとかという、特定の地域というエリアの地域ではございません。来年度から始まります新制度に伴いまして、事業を開始する事業者及び保育所等の施設については、法律上、特定という名前がつけられています。そういう意味での特定ということでございます。

それと、特定地域型の保育事業というものも、今の特定というのは新制度になってのそういう名称としてついたものであって、特定地域型保育事業というのは、いわゆる今でいう無認可施設、それを新制度になったら新しく給付型に変わるということで、この名称がついたものでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○13番（尺田） この事業に関してどれぐらいの予算がつくの。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 予算面につきましては、実は今現在、まだ国のほうでこの各事業ごとの保育に係る単価はまだ決定をしておりませんので、具体的には来年度の予算がどの程度かかるかというところは、まだ試算するに至っておりません。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○13番（尺田） じゃあ来年度、熊野町ではこの該当する事案は発生しないのかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 現状から申しますと、いわゆる今現状の保育所、町内に四つございます。それと幼稚園は3カ所ありますが、幼稚園は今のところ、来年度に向けての新制度に移行するかというような方針は、まだ決めかねておられますので、町としては今

の段階では町内四つの保育所が新制度に移行するというところで考えております。

ちなみに今年度の予算ベースで申しますと、四つの保育所にかかる費用については、3億余りを持っておりますので、これが基本になろうかと思えます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○13番（尺田） 今のをちょっと聞きたいんだけど、特定教育保育施設、地域型保育施設の内容と次の家庭保育事業の条例案の内容と、よく似てるんだよね。事業内容が。下の特定地域保育事業と保育所との連携、厚生省令のね。どっちが優先するのかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 今、議員御指摘の次の議案も同じような名称の条例でございます。新制度が始まるに当たりますと、ルール上のちょっと違いがこのたび創設されております。いわゆる既存の保育所、幼稚園の施設におきましては、幼稚園は新しい制度に参入するということが前提になろうと思えますが、施設の設置の認可につきましては県が管轄するということになっております。それに基づいて、新事業を展開する場合につきましては、児童1人当たりのそれぞれ保育に係る報酬といいますか、給付費を支給するに当たって、県で認可を受けた事業者が町のほうに、この事業に参入して給付費をいただきますよという手続が要ります。これは確認と言いますが、それをやるためのこの議案第26号が運営に関する基準を定める条例ということで、給付費を得るための町の設置の条例でございます。

それと、後段のほうの家庭的保育といいますのは、制度上は家庭的保育等というように入れておりますが、特定地域型保育事業に係る事業でございます。この特定地域型保育事業につきましては、設置の認可は市町村からになっております。ということで、次の議案の条例については、設備に関する基準、それと運営に関する基準を町で定めるということになりますので、二つ目の条例を制定するということになっております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○13番（尺田） 事業者によっては、うがった見方をすると、どっちの条例を法律が有利か、自分らにとってね。選択する余地があるわね、人数とか従業員とか。そのときに内閣府令と厚生省令との優先順位はどっちが優先されて、どっちを使ったほうが有利なのか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 事業者がどちらを優先するかということなんですけども、実はこれは優先できるものではないです。基本的には、最終的なそれぞれの市町村で事業をやる上での基準を定めたものになりますので、当然、国の法令、この26号につきましては内閣府令の基準に準じて作成しており、それをもとに町のほうで事業展開する上での報酬を得るための基準を定めるものになっておりますので、どちらかを選択するというのではなくて、事業をする上では義務的にこの国に基づいた認可施設に基づいて町で展開する運営基準を遵守しなければなりません。次の議案のほうの厚労省に基づいているところも、同じでございます。ですから、事業者は市町村事業を行う場合については、いずれもこの基準を守らないといけないということで、参入するというのが条件になっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○13番（尺田） 光本さん、あなたが初め答弁したように、熊野町の条例を新しくつくるという、国とかなんとかじゃないことなんだよね、熊野町で事業を開始するときには。また、いわゆる児童数とか施設の大小によって、最初から無認可の保育所とかなんとか、特にね、なったら、人数をじゃあ3人ほど割り増しして、どっちをやろうか、そういう操作できるんじゃないのかね。それはできないのかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 二つ似通った条例を提出させていただいているわけですが、本特定教育・保育施設に関する条例、それから特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例ですが、ここに書いてある定員に関するものということで、今も地域型について二つの条例が書いてあるわけですが、定員に関する部分については、本条例に書いてあります。

実際の設備に関する基準、部屋の広さをどの程度とらなければならないとか、そういうものは次の条例のほうに書いてあるということで、若干運営の中での秘密の保持とか、苦情の解決等について重複している部分もございますが、主には定員とかそういうものについては本条例。それから、設備等に関するものについては次の条例に記述してあるということになっております。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○13番（尺田） それは言いたいことはわかるんだけど、それは厚生省令のほうは詳しく書いてあるよ。でも、内閣府令のほうの内容は、厚生省令の内容よりか少し荒っぽいなという気がするから、何をお尋ねしていただけなんです。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 施設を開設する場合に、施設をつくると、そのときのものについては、当然次の条例、設備面では守っていただくということになります。本条例については、設備関係については、保育所については保育所の運営の最低の基準というのが既に国のほうで定めてあるということで、それを準用されるということで、こちらの本条例のほうにはそういう設備の基準、保育所についての基準が書かれてないということでございます。あくまでも最低の、保育所の場合には20人以上の定員を設けなければならないということで、実情の中でそれぞれ定員を決めていくということになろうかと思えます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） よろしいですか。



(「質疑なし」との声あり)

○議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第26号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第26号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(馬上) これより日程第7、議案第27号、熊野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第27号、熊野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案につきましては、子ども・子育て支援法の施行に伴い、本町における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める必要があることから、条例の制定を行うものでございます。

なお、詳細につきましては民生部次長に説明させます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(馬上) 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長(光本) 議案第27号、熊野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案につきまして説明いたします。

資料2をごらんください。

1の趣旨でございますが、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタート

するに当たり、市町村は新制度の実施主体として厚生労働省令で定められた基準に倣い、市町村の基準を条例で定めることとされていることから、本町における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、新たに条例を定めるものでございます。

2の条例制定の基準ですが、厚生労働省令で定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」を踏まえて作成することになりますが、本条例につきましては、4の条例制定の町の方針に記載のとおり、保育所型事業所内保育事業の乳児室の面積を、児童1人当たりの国基準が1.65平方メートルのところを、県の基準に合わせて3.3平方メートル以上とする以外は、国の基準どおりとしております。

次に、3の条例の構成ですが、条例の趣旨や定義といった総則と、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の四つの地域型保育事業を合わせ、五つの章で構成しております。

条例の内容を説明する前に、各地域型保育事業の定義について、簡単に説明いたします。

まず、家庭的保育事業は、家庭的な雰囲気のもとで、5人以下の小人数を対象に、きめ細やかな保育を家庭的保育者の居宅等で実施する事業です。

小規模保育事業は、6人から19人までの比較的小規模で家庭的保育に近い雰囲気のもとで、きめ細かな保育を多様なスペースで実施する事業です。

居宅訪問型保育事業は、住みなれた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を利用する保護者・子供の居宅で実施する事業です。

事業所内保育事業は、企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として、事業所やその他さまざまなスペースで実施する事業です。

次に、5の条例の内容です。3ページから4ページにかけて、総則について、趣旨等、保育所等との連携、職員の一般的要件、虐待等の禁止、秘密保持、苦情への対応などを定めています。

各事業に共通する基準としては、1日8時間を原則とする保育時間、国の指針に準じ適切に提供しなければならない保育内容、保護者との連絡について定めています。

続いて、各事業に関する基準については、いずれも、設備の基準、職員に関する基準などを定めています。

それぞれの基準については国の基準どおりとしていますが、初めに説明いたしましたように、事業所内保育事業の定員20人以上の保育所型の設備の基準における乳児室の

面積を県の基準に合わせ、児童1人当たり3.3平方メートル以上としております。

また、附則において、調理設備の設置や調理員の配置の関係などから、食事に関する経過措置や、連携施設、利用定員に関する経過措置などを設けております。

最後に、この条例は子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行することとなっております。平成27年4月1日の施行を予定しております。

熊野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案の説明は、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（沖田） 今、御説明のありました家庭的保育事業、小規模保育事業、また居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業ということなのですが、現在町内にこういった事業所があるのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 現在、この4種類の事業所を行っておられる方は把握しておりません。恐らくいないと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 中原議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（中原） もちろん熊野町の四つの保育所は、この条件にはかなっているわけですね。さっき幼稚園はまだ入るじゃ、入らんじゃいう話だったんですが、それは何かこれに合わんけえ入らんとか、それをするためにまた何かを改造せにゃいかんけえできんとかいうようなことは聞かれてるんですかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 光本民生部次長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○民生部次長（光本） 町内三つの幼稚園が新制度に入るか入らないかということについては、最初申しあげましたように、今時点のそれぞれの施設の意向としては、新制度にはまだ移行ができないというように聞いております。理由としまして、いわゆる新制度に移行するということは、国が決めた児童1人当たりの報酬ですね、費用、収入がどれだけあるのかというところが一番大事になってくるということで、それはまだ国のほうで決定されていないということで、判断しかねるということです。

それと、新制度に移行する、特に幼稚園は3歳以上で給食がありません。もし新制度に移行して、例えば給食を伴う保育事業を展開するということになりますと、給食施設をつくらにゃいけんということでの設備投資の費用も含めたところがありますので、その辺を含めてまだ意向が示されていないという状況でございます。

それと、町内四つの保育所につきましては、新制度におきましても今の基準が引き続き継続されますので、今と同じような保育事業を展開されるようであれば、全く新制度でも問題ありません。

以上でございます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（馬上） よろしいですか。

沖田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○1番（沖田） 今の町内の保育所では従来の基準で運営されるということだったんですけども、今ここに書いてある町内には存在しないということだったんですが、こちらの家庭的保育事業に関して、保育時間は1日8時間を原則ということになってますが、町内の保育所では現在最長11時間保育というふうにお伺いしております。それは変わらないと判断してよろしいですか。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（馬上） 光本民生部次長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○民生部次長（光本） 保育時間につきましては、新制度におきましては、基本的な標準は11時間の保育であります。しかしながら、パート等の短時間労働者につきましては、

8時間の短時間保育というのが設けられております。いわゆる国のほうで48時間から60時間の間で、月の就労時間です、その間で短時間の基準を町で決めるということになっておりますので、その基準を踏まえて決めるように今後はなっていこうかと思いません。

ただ、若干ボーダーラインにひっかかる保護者の方がおられます。それにつきましては経過措置等も設けるようになっておりますので、不利にならないような配慮を今から考えていこうというところでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） ただいま次長が申しました保育所の預かる時間についてはその答弁のとおりなんです、今ここに書いてある家庭的保育事業の時間1時間、保育時間8時間というふうに書いてありますが、この家庭的保育事業、本条例におきましては、町立の今の保育所ですね、これはこの家庭的保育事業等には該当しないということになります。先ほど出しました特定教育・保育施設に該当するというので、この家庭的保育の条例については、適用がございません。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） よろしいですか。

大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（大瀬戸） 先ほどこちらの条例のほうは現実にはないけれども、用意する、準備しておくということだと思えますけれども、ちょっとわからないのは、三つの家庭的保育事業以下三つの場合の保育所、幼稚園または認定こども園の連携施設を設定するとあります。これはどういう意味ですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 当然、家庭的保育事業は定員等も書いてありますように小規模な少人数でございます。ということで、例えば集団保育であるとか、通常の保育所では当

たり前のように行われるような行事等は単独ではできないという場合がございます。そういう場合は、積極的にそういった事業を展開する場合は大きな保育所等との協力を得ないといけないということになっております。先ほどの条例にもそういった協力を、地域と協力をするということとを定めておりますので、そういった相互の利用ができるということのための規定でございます。

それと、3歳以上になりましたら、当然大きい保育所に行く方が多いので、そういったところを含めてスムーズに3歳になれば通常の保育所、幼稚園等にスムーズに通えるような関係づくりも含めて、施設には規定として設けられているものでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（大瀬戸） ということは、要するに今ある比較的大規模な保育園、幼稚園の補佐的な感じで連携をとりながらやっていくという意味合いでよろしいですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） この家庭的保育事業の入所できる方というのが、ゼロ歳から2歳の方に限られております。これはこのたびの子ども・子育て法が保育の機会の確保、要は保育所の定員の確保、都市部で待機児童が多いということから始まったものでございます。そうした中で、そういった家庭的保育の事業をゼロ歳から2歳の者については国の給付で行うということで、3歳になったら次、幼稚園に行くのか、保育所に行くのか、こども園に行くのかというところがあるので、連携する施設を設けなさいという趣旨というふうに解釈しております。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） 大変御苦労でございます。いろいろな箱物といいますか、制度がどんどんおりてくるので。制度というのは後から参ります。都市部でどんどんクレームが出まして、子供の保育所が足らんと。多分熊野は十分にあるんだけども、そういう地方分権も含めてそれぞれの町でそれぞれ実施せいという流れかと思うんですが。

私はちょっと違う視点からチェックしとかにゃいけんと思うのは、制度をどんどんつくりまます。平米数がどうだ、建築なんかの基準があるんですが、マンパワーの問題もあるんですね。一番大事なのは教育もそうです。きょうは余り教育の問題が少ないんですが、教育長もいつも考えてらっしゃると思うんですけど、先生の人材力です、人間力です。

保育所でのやっぱり子供と接される方、保育士の方。この方らの養成の仕方ですね。制度はどんどんどんどんつついて子供を受け入れやすくしようとされる制度だとは思いますが、それに対応するマンパワーの教育、これに対してはどういうふうに国は考えてらっしゃるようございますか、わかれば教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 保育士さんを含めた従事される職員等の研修については、今現在、国のほうで細かく詰められている状況で、我々町のほうにはまだ詳しくは来ておりません。このたびあくまでも施設とか、そういう運営面の大枠を決めるという段階の国のほうでの政令が出ましたのを受けて、条例を上程しているような状況でございます。

基本的には、やはり保育士が非常に足りないと。資格を持っておりながらも、なかなか勤務環境等が合わないということで、資格を持っておりながらもなかなか保育所等で働いておられない潜在保育士等のことも含めて、今、国のほうでも検討されているところでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） 今検討中ということの中でいえば、介護福祉士のほうもそうですが、幼稚園の方も非常に手当とか給料が余り高くないんです。定着率が非常に少ないようございます。町長さんこういう議論を地方から国に、そういう給付の問題も上げていただきたいと。特に、女性の働き場が中心になる、男性も当然必要なんです、そういう場というのはいないんですかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 清代民生部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○民生部長（清代） 公定価格までは決まってない、給付の単価は決まってないということ  
を先ほど申し上げましたが、現在、国のほうでは、国の子ども・子育て会議というも  
ので随分議論されております。各施設の代表者であったり、中には市町村、県とか市の  
代表という方も入って、学識経験者等も含めて随分の議論をされておる。そういった意  
見の中で集約されて、そういうものが示されてくるんだというふうに考えております。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 荒瀧議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○5番（荒瀧） まさにそこが今からの魂が入る要素だと思うんですね。今回、石破大臣  
が「ひと・まち・しごと」というキーワードが出てきております。これはまさに例えば家  
庭で、保育士の資格を持っておれば、それだけの面積が確保できればビジネスが成り立  
つモデルも想定できますよね、家庭的保育という視点ですれば。そういう意味では、地  
方の一つの働き場の要素にも出てくるかと思うんです。

ぜひ、当然国の制度をおろすばかりじゃなくて、地方の意見を聞く場もあろうと思  
うんです。逆につくっていただきたいと。そのあたり、町長さん、町の代表としまし  
ても、県やら国にも当たりをつけていただいて、現場の声をぜひ上げていただきながら、  
内容のある制度改革であってほしいと思っております。よろしく願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第27号について採決します。本案については原案のとおり決すること  
に御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第27号については、原案のとおり  
可決されました。



〇議長（馬上） これより日程第8、議案第28号、熊野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長（三村） 議案第28号、熊野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案につきまして、提案理由を説明申し上げます。

熊野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案につきましては、子ども・子育て支援法の施行に伴い、本町における児童クラブの設備及び運営に関する基準を定める必要があることから、条例の制定を行うものでございます。

なお、詳細につきましては民生部次長に説明させます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〇議長（馬上） 光本民生部次長。

〇民生部次長（光本） 議案第28号、熊野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について、説明いたします。

資料3をごらんください。

1の趣旨でございますが、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートするに当たり、市町村は新制度の実施主体として厚生労働省令で定められた基準に倣い、市町村の基準を条例で定めることとされていることから、本町における放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、新たに条例を定めるものでございます。

2の条例制定の基準ですが、厚生労働省令で定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」を踏まえて作成することになりますが、本条例については、3の条例制定の町の方針に記載のとおり、厚生労働省令で定める基準どおりとしております。

次に、4の条例の内容ですが、放課後児童健全育成事業の一般原則として、児童の人權への配慮や人格の尊重、地域社会との交流及び連携、運営内容の自己評価、利用児童の保健衛生などについて定めています。

設備の基準としては、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備

えた専用区画を設けることや、支援の提供に必要な設備及び備品等を設置すること、児童1人当たりの専用区画面積はおおむね1.65平方メートル以上とすることなどを定めています。

職員につきましては、1クラスごとに2人以上の放課後児童支援員を置くこととし、保育士などの一定有資格者、大学等の一定資格を修了した者または高等学校を修了し本事業に2年以上従事したものなどであって、県知事が行う研修を修了しなければならないこととしています。また、1クラスの児童数はおおむね40人以下としております。

開所時間につきましては、平日が3時間以上、土曜・夏休みなどの長期休業期間が8時間以上、開所日数については、年間250日以上としています。

最後に、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行することとなっております。平成27年4月1日の施行を予定しております。

熊野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案の説明は、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（大瀬戸） この条例を定めた結果、人的また設備などで町が負担するのか、誰が必要な経費を出すのかというところを説明願います。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 児童クラブ、いわゆる放課後健全育成事業児童クラブのことですが、この基準に基づいて事業を展開する場合、今現在は熊野町においては町が直営の児童クラブを行っております。ということで、当然指導員、新制度では支援員というような名前になっておりまして、支援員の人件費確保等についてはもちろん、施設面のほうでの費用についても町のほうが負担することになります。

民間は県北等ではいわゆるNPO法人とか、都市部も含めてNPO法人とか、社会福祉協議会等が運営しておるところもありますが、基本的にはその事業者が費用面については当然見るということが原則になろうかと思えます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（大瀬戸） わかりました。要するに町の負担で児童クラブを大きくすると。たしか6年生まで見るようになるんじゃないかと思うんですが、人数もふえるだろうし、もし場所がなければ場所もつくらなきゃならないということになると思うんですが、このあたりの見積もり、積算はどうなっておりますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 今、議員御指摘のとおり、新制度では6年生まで児童クラブを運営するということになっております。現在、実際3年生までで、来年度から6年生までの利用推計も含めた事業計画を今策定中ですが、今現時点の3年生までの事業の展開を見ても、実は第四小学校の児童クラブのほうが、児童のほうがちょっと部屋のスペースよりも多くて、1.65平方メートルよりもちょっと狭いという状況がございます。教育委員会等とも余裕教室等の提供等のちょっと調整を、今させていただいているような状況でございます。

いきなり新年度から6年生まで拡大をしなければならないというようにはなっておりません。今後5年間で計画的に6年まで拡大をしていくというようになっておりますので、ニーズも含めたところはもちろんなんですけども、受け皿としてのスペースも教育委員会等と協議しながら確保していくように努めております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（大瀬戸） 具体的な負担増はわかりませんか、大ざっぱでもいいですから。

〇議長（馬上） 清代民生部長。

〇民生部長（清代） 現在の考えの中で、やはり第四小学校を1クラスふやさなきゃいけないんじゃないかならうかというふうなことを考えております。そうした場合、部屋については今教育委員会とも協議しておりますが、1クラスふやすということになれば、当然指導員といますか、人的なものがふえてきます。

現在、1クラスの運営費が350万から400万ぐらいかかっておりますので、その部分はふえてくるというふうに考えております。

〇議長（馬上） 民法議員。

〇4番（民法） ちょっとお聞きしたいんですが、今支援員というものは何名ほどおられますか。

〇議長（馬上） 光本民生部次長。

〇民生部次長（光本） 今、四つの小学校で働いていただいております指導員ですが、現在27名おられます。

〇議長（馬上） 民法議員。

〇4番（民法） 今27名ということなんですが、この27名全ての方がこういった資格を皆持っておられるということよろしいですか。

〇議長（馬上） 光本民生部次長。

〇民生部次長（光本） 現在は国のガイドラインで非常に緩やかな制度になりますので、特に幼稚園とか保育所とか、学校の先生の資格を持たなければならないというふうにはなっておりません。という中で、27名のうち、保育所、幼稚園、学校等の資格を持つ

ておられる方は7名です。そのほかの方については、特にはそういった国家資格等は持  
っておられません。

新制度に移行しますと、今条例案にも書いてありますが、こういった資格のほかに2  
年以上の児童クラブ等での経験が要ることになります。ということで、27名の  
うち実は来年の4月1日時点でまだ2年に満たない方が7名おられます。ということで、  
条例にもありますが、支援員もしくは補助員を置かなければならないことになりま  
すので、2年を今経験年数が満たない方については、補助員というような扱いというか、身  
分として、雇用になろうかというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（民法） ということは、7名の方は今後補助員としてこういういろいろな資格と  
いうかあるじゃないですか。2年の経験をするまでそのまま置いてということによろし  
いですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 基本的には、補助員の方も引き続き児童クラブで働いていただき  
たいというように考えておりますので、順次、何か月ごとに2年クリアすると思いま  
すので、条例上では補助員から正規の支援員ということでの位置づけになろうかと思いま  
す。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 佛圓議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（佛圓） 一般原則のことでちょっとお聞きするんですが、児童の人権への配慮  
とか尊重というのがあるんですが、そのことはどのように今後されるんでしょうか。

それと、もう一つ、地域への評価の公表とか、これらは年に何回かやっていくという  
ことでしょうか。

もう一つ、ファミリーサポートが熊野町にあるわけですが、ここの連携というのは

どのような方向で行くのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 児童への人権等について、これは児童の福祉施設に限らず、障害者、高齢者、全ての社会福祉施設には設けられている項目でございます。どんなに小さい乳児の赤ちゃんであっても、命として、1人の人間として大切に対応していくという趣旨ということで理解しております。

それと、評価及び公表についてなんですが、これも基本的にはこういった新制度に移行する施設だけじゃなくて、高齢者、障害者等についても設けられている項目でございます。細かい基準については、また今後、国のほうから出てくるということになっておりますが、特にそういった県の監査等も踏まえて、毎年評価とか事務監査等を行いながら、結果についても公表するというのをほかの施設でも行っておりますので、同様のものであろうと理解しております。

それとファミリーサポートセンター事業との連携ということになりますが、児童クラブにつきましては、実は今の時点では熊野町は夕方6時までということで、6時以降まだ預けたいという保護者の方につきましてはファミリーサポート事業ということで、特別にお母さん方が仕事が終わって帰るのが7時、8時ぐらいということになりますと、ファミリーサポートの支援員の方に児童クラブに迎えにきていただいて、お母さんが仕事を終わって帰ってくるまで支援員の方のところに子供さんを預かってということになると思います。これは引き続き、ファミリーサポート事業と連携しながら進めていくように考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 佛圓議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（佛圓） 現時点で、児童の人権の配慮というので、そういう事案というのは発生したことは今までないのでしょうか。はっきりないと言えますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 光本民生部次長。

〇民生部次長（光本） 特に人権という面も含めて、保育所等での虐待が大きなものであろうかと思えます。特に保護者の方からそういった、自分の子供が施設のほうから虐待を受けているとか、そういったような報告なり、通告などは今のところ受けておりません。

〇議長（馬上） 佛圓議員。

〇14番（佛圓） ないというようなことでしょうけど、今後ささいなことはあるやに私も多少聞いておりますけど、大きな問題にならないように、また今後も指導していただきたいということと、ファミリーサポートとの連携は密に今後もやっていただくことをお願いしたいと思えます。

以上です。

〇議長（馬上） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

〇議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

〇議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第28号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第28号については、原案のとおり可決されました。

〇議長（馬上） これより日程第9、議案第29号、乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第29号、熊野町乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例案につきましては、乳幼児医療費支給制度は、就学前児童の医療費の自己負担分を助成する制度でございますが、その制度における受給者証の審査方法の取り扱いについて、一部改正するものでございます。

詳細につきましては、民生部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 議案第29号、乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例案につきまして説明いたします。

資料4をごらんください。

乳幼児医療費支給制度は、就学前児童の医療費の自己負担分を助成する制度です。対象者は、就学前の乳幼児を養育している者で、養育者の所得が児童手当法施行令に規定する所得制限限度額未満の者とされております。

受給者証の更新手続については、毎年乳幼児の誕生日の前月から申請を受け、所得審査を経て受給者証を交付しております。

所得審査については、誕生月が1月から5月末日までの乳幼児が前々年の所得額、6月から12月末日までの乳幼児が前年の所得額で行っておりますが、このうち6月1日生まれの乳幼児については前年の所得額が確定する6月1日以降でなければ、正確な審査ができないという矛盾を抱えております。この矛盾を解消するため、このたび、県の補助要綱が、6月1日生まれの乳幼児を前々年の所得額で審査するという乳幼児に改められたことに伴い、本町の条例を改正するものでございます。

なお、この条例は平成26年10月1日から施行することとしております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第29号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第29号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(馬上) これより日程第10、議案第30号、熊野町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第30号、熊野町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案につきましては、母子及び寡婦福祉法において、これまでも父子家庭への支援は行われてきたところでありますが、法律名が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改められ、父子家庭への福祉措置に関する章が新たに設けられたことから、本町の条例における所要の改正を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(馬上) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第30号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第30号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(馬上) ここでお諮りいたします。

本日はこれをもって延会とし、あす午前9時30分から会議を開くことにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬上) 異議ないものと認めます。

よって、本日は延会とし、明日午前9時30分から会議を開くこととし、これをもって延会といたします。

御苦労さまでございました。

(延会 16時44分)